

第2期
柴田町
地域福祉計画

《2024年度～2028年度》



令和6年3月
柴田町

第 2 期 柴 田 町 地 域 福 祉 計 画

■計画策定にあたって

これまで本町では、平成31年3月に、「第1期柴田町地域福祉計画」を策定し、基本理念である「ともに支え合い、誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指し、地域福祉の充実に努めてまいりました。

近年、人口減少、高齢化の進展に加え、人と人とのつながりが希薄化する中で、社会的孤立や生活困窮、虐待、ヤングケアラー問題など、地域における福祉課題も複雑化・複合化しています。

こうした問題を解決していくためには、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

今回、本町では、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「第2期柴田町地域福祉計画」を策定し、「ともにつながり お互いが支え合い みんなが花咲くまち」の基本理念のもとに、地域に関わる全ての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進し、皆さんが安心して生活できる「地域共生社会」の実現を目指すことにしました。

また、本計画は、柴田町社会福祉協議会の「地域福祉活動推進計画」、宮城県の「地域福祉支援計画」との整合を図りながら、さらに「成年後見制度利用促進基本計画」も包含しており、地域福祉の取り組みと連動させて推進してまいります。

地域福祉の推進にあたりましては、町民や関係者の皆様の地域づくりや地域福祉に関する活動への積極的なご参画をお願いするとともに、各施策の推進に対するより一層のご理解とご協力をお願いする次第です。

最後に、本計画の策定にあたりまして、専門的な知見や地域の視点から熱心にご審議をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様、関係事業所・団体に、心から厚く感謝を申し上げます。

令和6年3月

柴田町長 滝口 茂

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置付け	8
4 計画の期間	9
5 計画の策定体制	10
第2章 柴田町の現況	15
1 人口と世帯の状況	15
2 高齢者（要支援・要介護認定者）の状況.....	19
3 障がい者の状況	21
4 子どもの状況	25
5 生活保護受給者の状況	28
6 地域資源の状況	29
7 アンケート調査からみる現状	30
8 町の現況からみた主な課題の整理	42
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 計画の体系	49
4 各福祉分野計画での取り組み	50
5 圏域の考え方	52
6 地域と社会資源	53
第4章 施策の展開	57
第5章 計画の推進にあたって	93
1 多様な協働による計画の推進	93
2 計画の進行管理と評価	95
3 計画の普及・啓発	95
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	99
1 計画の位置付け	99
2 施策の展開	99
資料編	103
1 柴田町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	103
2 柴田町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	105
3 柴田町地域福祉計画策定の経過	106
4 用語解説	107

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

本町では、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域の誰もが支え合う体制づくりに計画的に取り組んでいくため、2019年度から2023年度を計画期間とする第1期柴田町地域福祉計画（以下「第1期計画」という。）において、「ともに支え合い、誰もが安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域福祉への取り組みを推進してまいりました。

一方、社会を取り巻く状況では、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においても、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより、支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1世帯で複数のリスクを抱える問題も生じています。

国では、これまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取り組みを充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本町では、第1期計画の成果やニーズ等を踏まえ、これからの本町における地域福祉を推進するための指針として、2024年度から2028年度までを計画期間とする「第2期柴田町地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

2 計画策定の背景

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の主体である地域住民や社会福祉に関する活動者とともに取り組む内容などを定める「市町村地域福祉計画」です。

地域共生社会の実現に向け、国は地方自治体に対して「地域福祉計画」を策定し、地域課題を明らかにするとともに、その解決策を協議し、計画的に整備していくことを求めています。地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が令和2年6月に公布され、これに伴い、令和3（2021）年4月から改正社会福祉法が施行されました。

(1) 改正の趣旨

「地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金および国等の補助の特例の創設等」を追加することで、地域共生社会の実現のための基盤整備を促進します。

(2) 改正社会福祉法の主な内容

①地域福祉の推進に関する事項（第4条）

今回の改正では、地域福祉の推進により目指すべき社会像が「地域共生社会」であることが規定されました。

改正社会福祉法 抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

②地域福祉計画に関する事項（第107条第1項第5号）

地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として第5号に「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

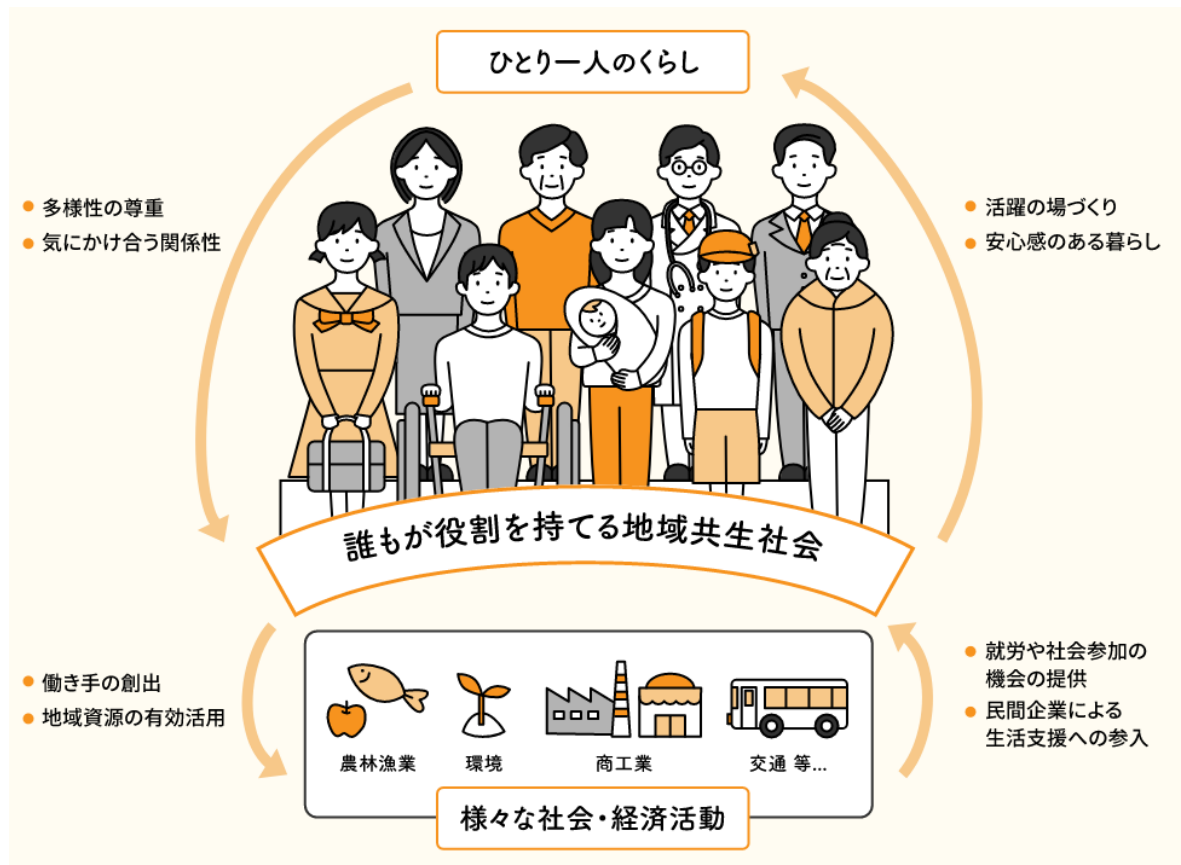
(3) 改正による取り組みの視点

①地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

本計画の策定にあたって、福祉課題が複合化していることに対し、町のみで対応するには困難なケースも多くなっていたことを踏まえ、さらなる対策を推進するため、町も社会福祉協議会も町民もみんながチームの一員として、共に力を合わせて、誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に取り組むことを目指します。

■地域共生社会のイメージ



資料：厚生労働省地域共生社会のポータルサイト

②重層的支援体制整備事業の創設

令和2年6月の社会福祉法等の改正では、区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、社会福祉法第106条の4により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月から施行されています。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、

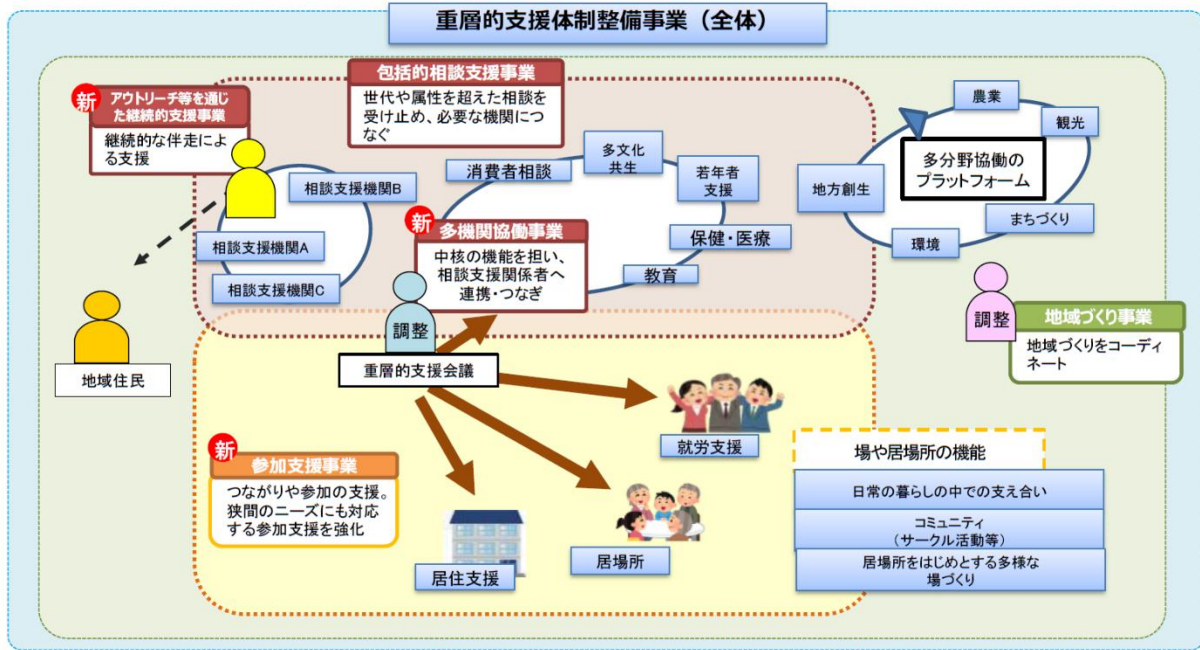
「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においても、少子高齢化が進む中で、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難や生きづらさを抱えながらも既存の制度の対象となりにくいケースや、「8050 問題」や「ダブルケア」など複数の生活上の課題を抱えているケース等が見られます。そのため、全庁的に本町の地域福祉に関する現状および課題について共通認識を持ち、重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備を進めていく必要があります。

■重層的支援体制整備事業の概要

事業名	事業内容
<u>包括的相談支援事業</u> 社会福祉法第106条の4 第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
<u>参加支援事業</u> 社会福祉法第106条の4 第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
<u>地域づくり事業</u> 社会福祉法第106条の4 第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
<u>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</u> 社会福祉法第106条の4 第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
<u>多機関協働事業</u> 社会福祉法第106条の4 第2項第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

■重層的支援体制整備事業のイメージ



出典：厚生労働省・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

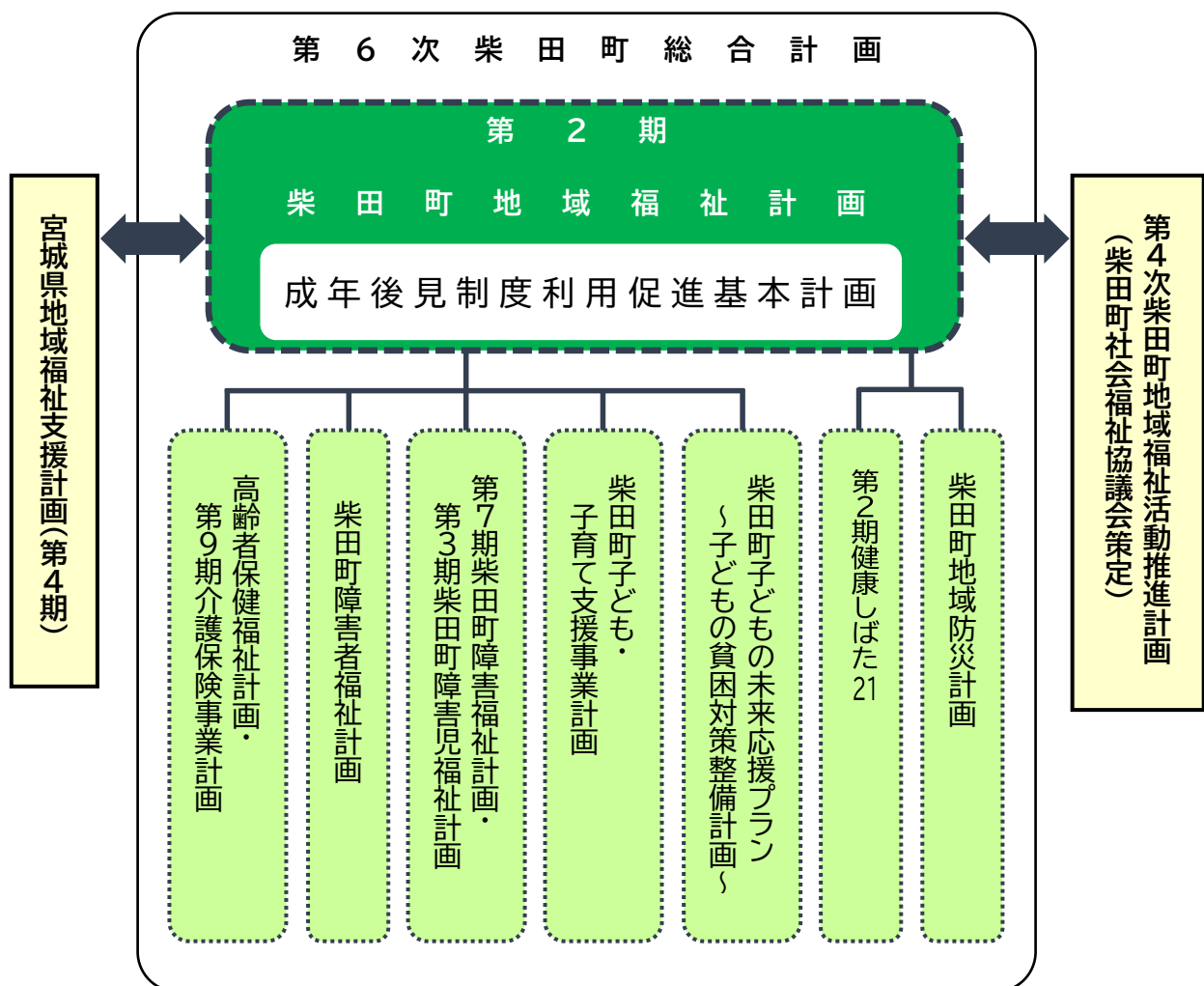
3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画で、本町の地域福祉の在り方や方向性、施策を示し、地域福祉を総合的に推進する計画です。

本計画は、「第6次柴田町総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」「柴田町障害者福祉計画」「第7期柴田町障害福祉計画・第3期柴田町障害児福祉計画」「柴田町子ども・子育て支援事業計画」「柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」「第2期健康しばた21」「柴田町地域防災計画」等のその他の福祉関連計画と整合性を図るとともに、宮城県の地域福祉支援計画と連携しながら推進します。

また、本計画と住民活動・行動の在り方を定めた柴田町社会福祉協議会が策定する「柴田町地域福祉活動推進計画」は、地域福祉の方向性をお互いに共有し、連携しながら推進します。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を本計画と一体的に策定し、地域福祉の取り組みと連携しながら計画的に推進することとします。



4 計画の期間

本計画は、2024年度から2028年度までの5年間の期間とします。なお、本計画は社会情勢や町の状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名 \ 年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
柴田町総合計画	第6次				第7次 (-2034)				
柴田町地域福祉計画	第1期	第2期				第3期 (-2033)			
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期	第9期			第10期			第11期 (-2032)	
柴田町障害者福祉計画	第3次				第4次 (-2032)				
柴田町障害福祉計画・ 柴田町障害児福祉計画	第6期	第7期			第8期			第9期 (-2032)	
	第2期	第3期			第4期			第5期 (-2032)	
柴田町子ども・ 子育て支援事業計画	第2期		第3期				第4期 (-2034)		
柴田町子どもの未来応援プラン ～子どもの貧困対策整備計画～	第2期				第3期 (-2032)				
健康しばた21	第2期 (-2024)		第3期 (-2036)						
柴田町地域防災計画	毎年検討・随時修正								

5 計画の策定体制

(1) 柴田町地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するにあたっては、専門的な知見や地域の視点による意見を反映させるため、学職経験者、福祉関係者、関係行政機関等で構成された「柴田町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容について審議、検討を行いました。

(2) 住民参加

本計画を策定するにあたっては、地域課題の抽出や資源の把握のため、住民アンケート調査、事業所・団体アンケート調査を実施しました。この結果から得られた住民や福祉関係者等の意見を計画に反映するよう努めました。

① 住民アンケート調査

住民全員参加の地域福祉を進めるために、18歳以上の住民を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年7月
調査対象	18歳以上の住民 2,000人
調査方法	・郵送配付－郵送回収 ・Webアンケート(郵送調査票に2次元バーコード貼付)
回収結果	配付数 2,000票件 有効回収数 718件 有効回収率 35.9%

② 事業所・団体アンケート調査

町内において地域福祉に関わる事業活動、団体活動を行っている事業所・団体を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年9月
調査対象	町内の福祉関連事業所・団体
調査方法	郵送配付－郵送回収
回収結果	配付数 40票件 有効回収数 27件 有効回収率 67.5%

③パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、多くの町民からご意見をいただくため、パブリック・コメントを実施しました。

実施期間	令和6年2月1日(木)～令和6年3月1日(金)
実施方法	柴田町ホームページに掲載 福祉課、槻木生涯学習センター、船岡生涯学習センター、各公民館、農村環境改善センター、柴田町図書館、まちづくり推進センターで閲覧

第2章 柴田町の現況

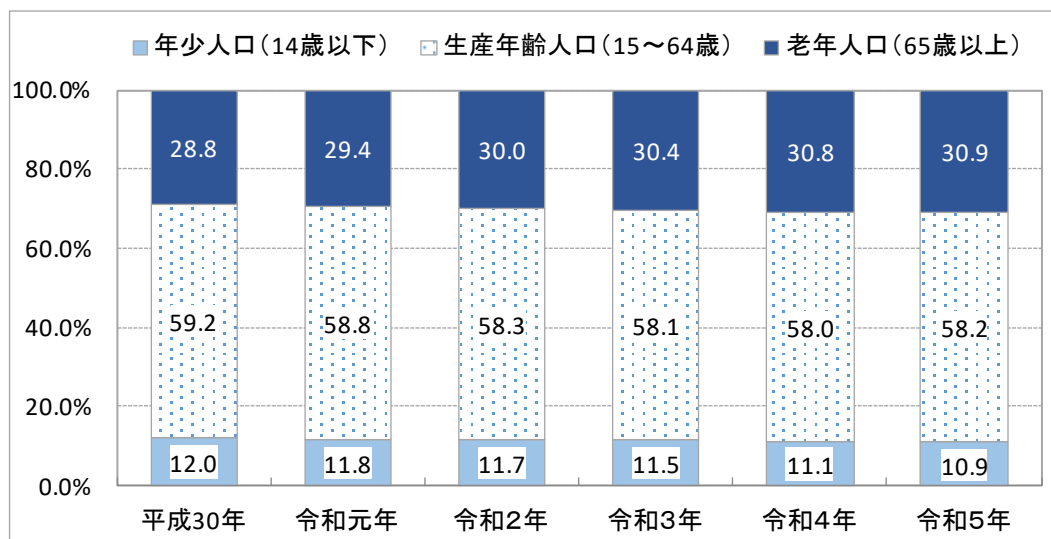
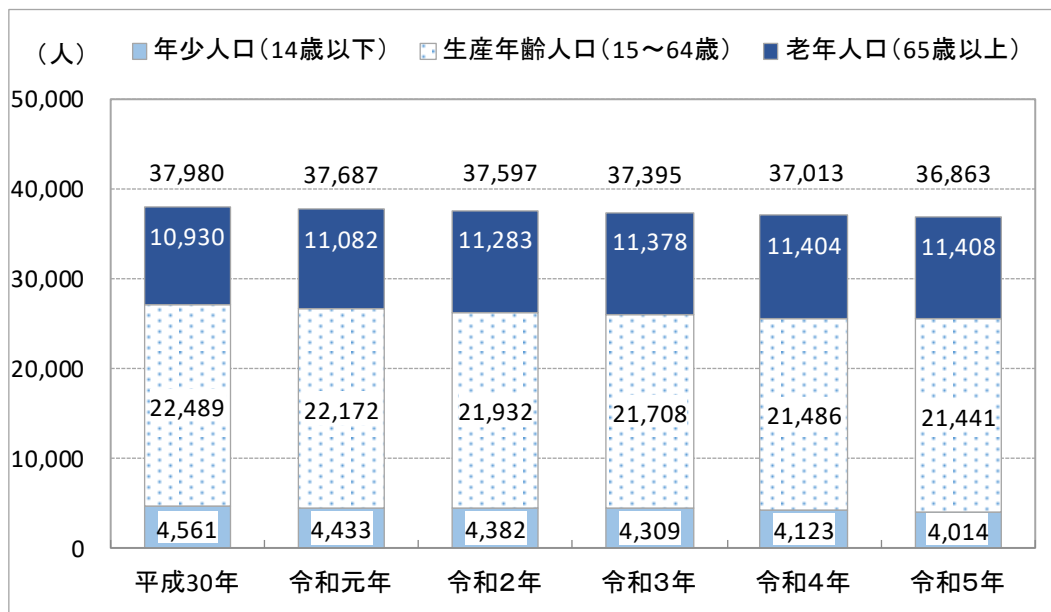
第2章 柴田町の現状

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口

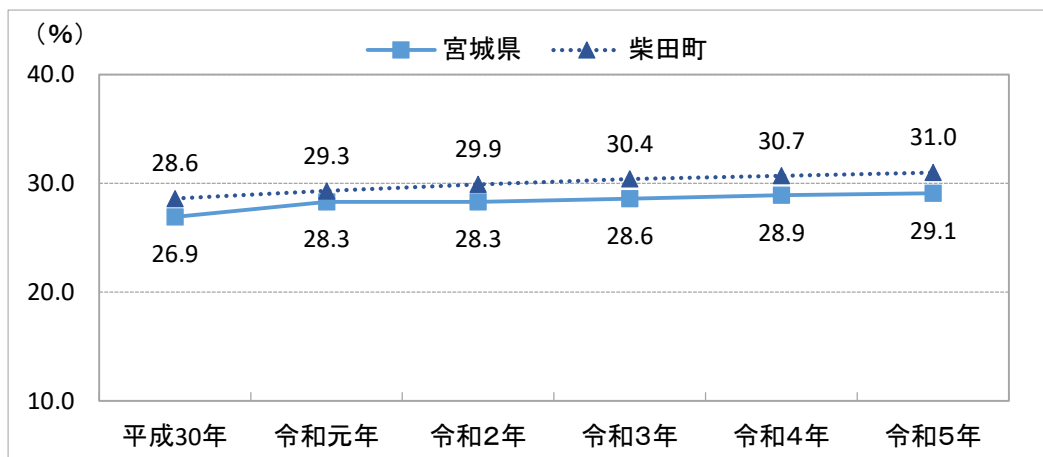
住民基本台帳による本町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和5年には36,863人と、平成30年の37,980人より1,117人（3.0%）減少となっています。

年齢3区分別では、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、老年人口は増加傾向となっており、構成比をみると、老年人口割合（高齢化率）は令和5年では30.9%と平成30年を2.1ポイント上回り、年少人口割合は1.1ポイント減（10.9%）、生産年齢人口割合は1.0ポイント減（58.2%）と、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

高齢化率を宮城県平均と比較すると、本町は経年、県よりやや高い状況で推移しており、令和5年は31.0%と県を1.9ポイント上回っています。

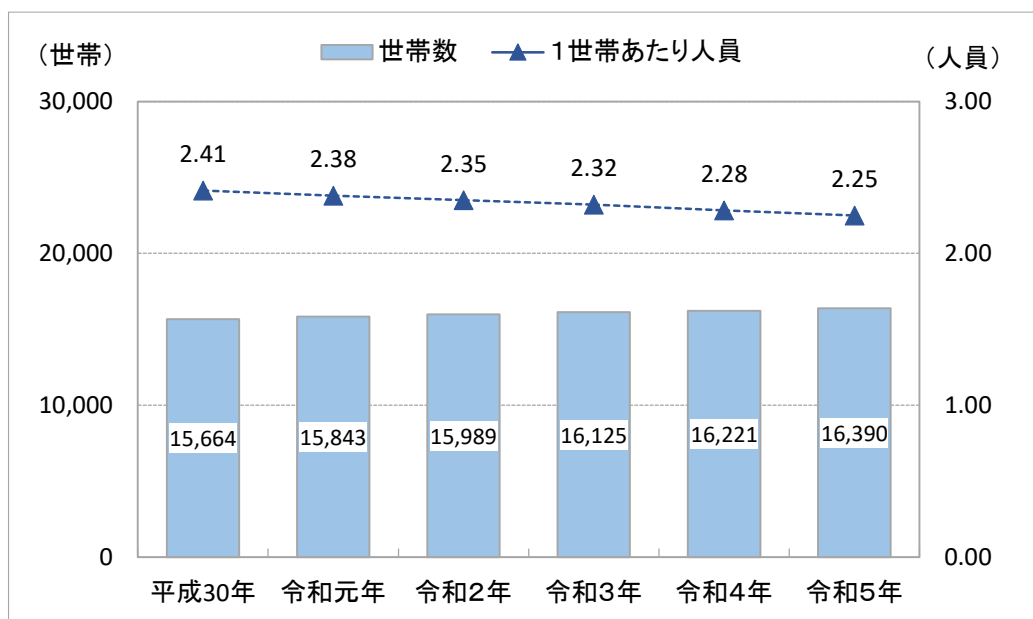


資料：宮城県高齢者人口調査（各年3月末現在）

(2)世帯の状況

①世帯数と1世帯あたり人員

世帯数は、令和5年で16,390世帯と、平成30年の15,664世帯から726世帯（4.6%）増加していますが、1世帯あたりの人数は2.25人と年々減少し、核家族化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳人口および世帯数（月報）（各年9月末現在）

②高齢者と子どもがいる世帯の状況

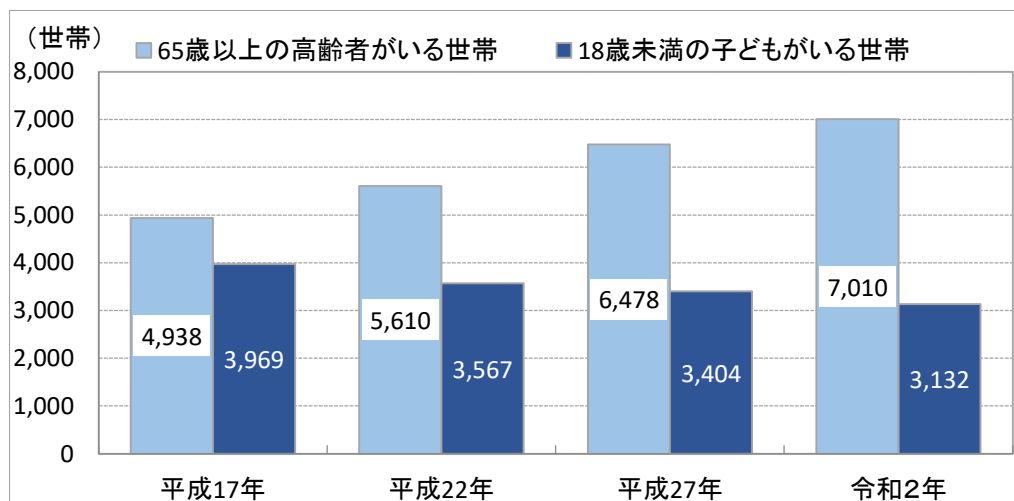
65歳以上の高齢者がいる世帯は増加傾向で、令和2年には7,010世帯と平成17年より2,072世帯増となっています。うち、単独世帯は平成17年より727世帯増の1,398世帯、高齢夫婦のみ世帯は855世帯増の1,729世帯となっています。

一方で、18歳未満の子どもがいる世帯は減少傾向で、令和2年には3,132世帯と平成17年より837世帯減となっています。うち、母子世帯は205世帯とやや増加傾向で、父子世帯は20世帯と概ね横ばいとなっています。

(世帯)

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
一般世帯総数	14,023	14,439	15,063	15,504
65歳以上の高齢者がいる世帯	4,938	5,610	6,478	7,010
単独世帯	671	873	1,098	1,398
高齢夫婦のみ世帯	874	1,087	1,469	1,729
18歳未満の子どもがいる世帯	3,969	3,567	3,404	3,132
母子世帯	189	220	217	205
父子世帯	25	27	23	20

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(3)人口動態(自然動態・社会動態)

出生・死亡者数は、平成29年以降、死亡者数が出生者数を上回り続け、令和4年の自然減は284人となっています。

転入・転出者数は、平成29年から増減を繰り返しながら、令和3年からは減少となっています。

自然・社会動態全体では、平成29年以降令和2年を除き、全てマイナスとなっており、令和元年には過去において最も減少し、令和4年でも295人減と、減少傾向は続いています。

(人)

		2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
自然 動 態	出生者数	272	253	227	214	225	187
	死亡者数	406	375	415	423	447	471
	増 減	△ 134	△ 122	△ 188	△ 209	△ 222	△ 284
社会 動 態	転入者数	1,656	1,736	1,637	1,817	1,619	1,666
	転出者数	1,809	1,670	1,808	1,607	1,728	1,677
	増 減	△ 153	66	△ 171	210	△ 109	△ 11
増 減		△ 287	△ 56	△ 359	1	△ 331	△ 295

資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

2 高齢者(要支援・要介護認定者)の状況

令和4年度の要支援・要介護認定者数は、1,700人と平成30年度の1,711人より11人(0.6%)の減少となっています。

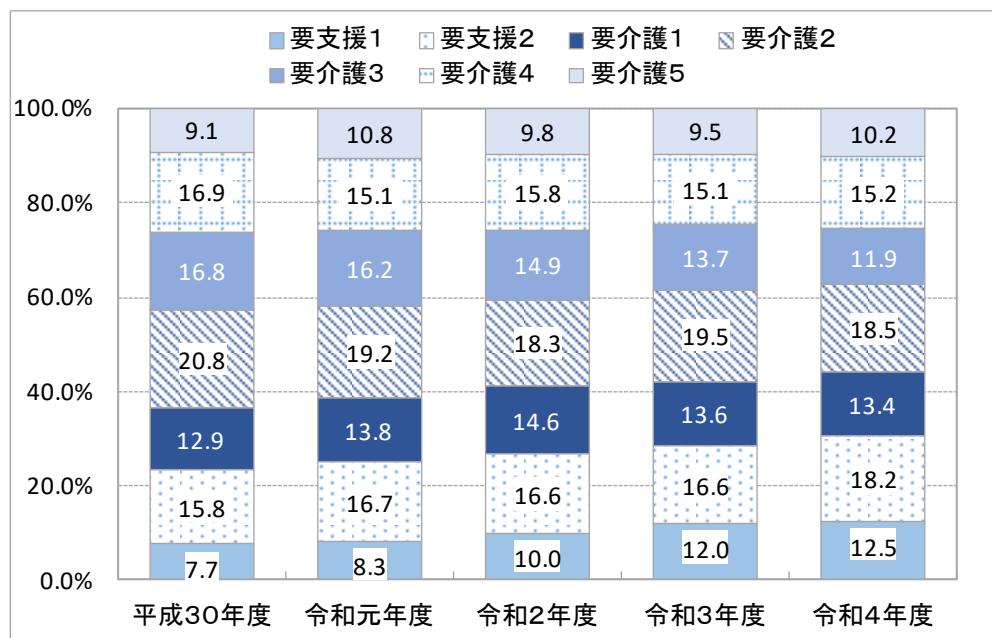
要介護度別では、要介護2、3、4以外は増加し、特に増加が顕著なのは、要支援1が81人増の213人、要支援2が40人増の310人となっています。

要介護度別の構成比をみると、要支援1～要介護1の軽度が44.1%と最も多く、要介護2～3の中度が30.4%と次に多く、要介護4～5の重度は25.4%となっています。

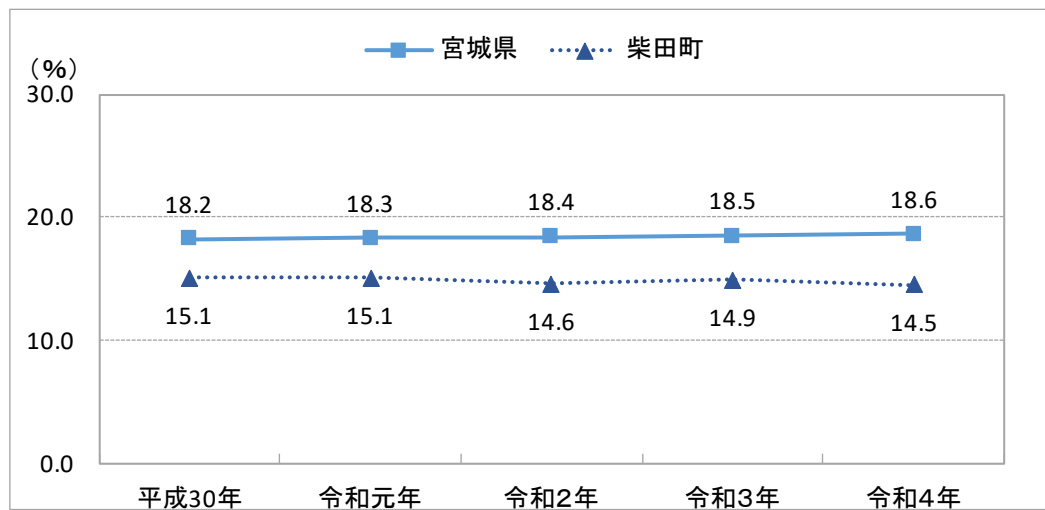
(人)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
認定者数	1,711 (34)	1,733 (34)	1,706 (38)	1,748 (34)	1,700 (36)
要支援1	132 (1)	144 (3)	170 (2)	210 (3)	213 (3)
要支援2	270 (11)	289 (9)	283 (10)	290 (12)	310 (12)
要介護1	221 (5)	240 (6)	249 (4)	238 (1)	227 (1)
要介護2	356 (3)	332 (2)	312 (3)	341 (4)	314 (4)
要介護3	287 (6)	280 (7)	255 (5)	239 (5)	203 (6)
要介護4	289 (6)	261 (5)	269 (9)	264 (3)	259 (4)
要介護5	156 (2)	187 (2)	168 (5)	166 (6)	174 (6)

出典：福祉課（各年3月末現在） ※（ ）は、うち第2号被保険者数



認定率は、概ね微増傾向で推移し、令和4年度は14.5%となっていますが、宮城県平均より低く、県を4.1ポイント下回っています。



資料：【柴田町】福祉課（各年3月末現在）

【宮城県】地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

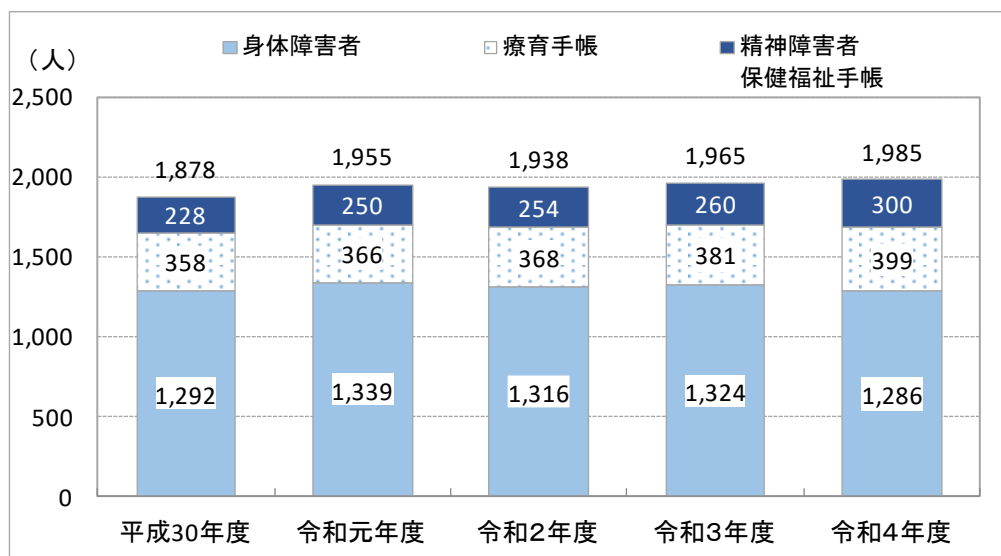
※認定率：認定者数（第1号被保険者のみ）÷65歳以上人口

3 障がい者の状況

(1)障がい者の状況

令和4年度の障害者手帳所持者数は、1,985人（身体障がい者：1,286人、知的障がい者：399人、精神障がい者：300人）と、平成30年度より107人（5.4%）の増加となっています。3障がい全てにおいて、障害者手帳所持者数が増加傾向にあります。

年齢別で見ると、身体障がい者は65歳以上が多くなっています。精神障がい者は18～64歳が多く、令和4年度では246人と82.0%を占め、増加傾向となっています。



(人)

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
身体障がい者 手帳	18歳未満	33	33	31	31	33
	18～64歳	371	371	363	357	340
	65歳以上	888	935	922	936	913
	合計	1,292	1,339	1,316	1,324	1,286
療育手帳	18歳未満	81	85	74	94	100
	18～64歳	235	243	260	256	268
	65歳以上	42	38	34	31	31
	合計	358	366	368	381	399
精神障がい者 保健福祉手帳	18歳未満	3	2	4	3	8
	18～64歳	184	204	210	215	246
	65歳以上	41	44	40	42	46
	合計	228	250	254	260	300

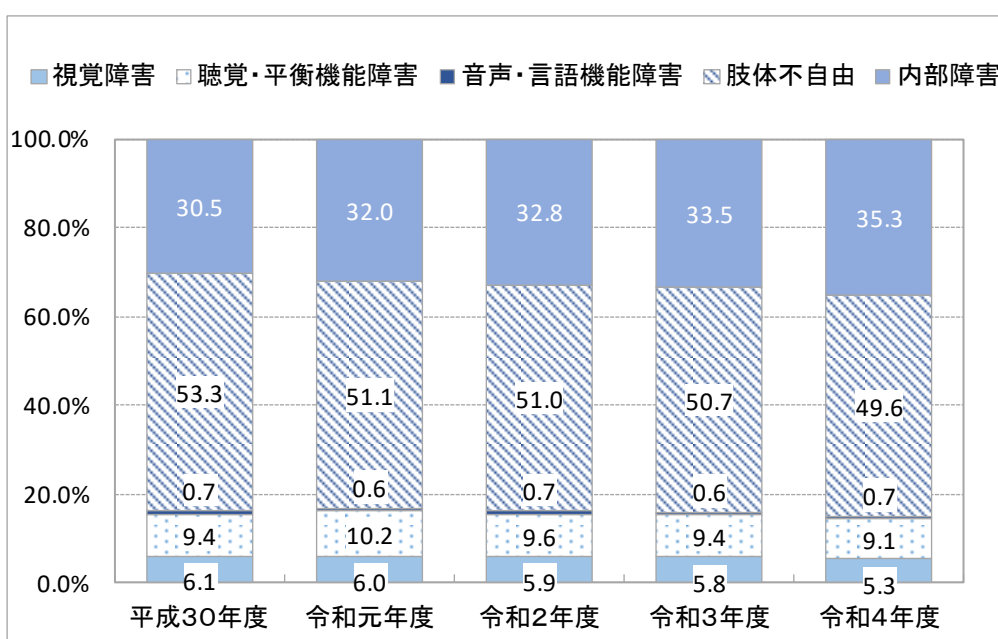
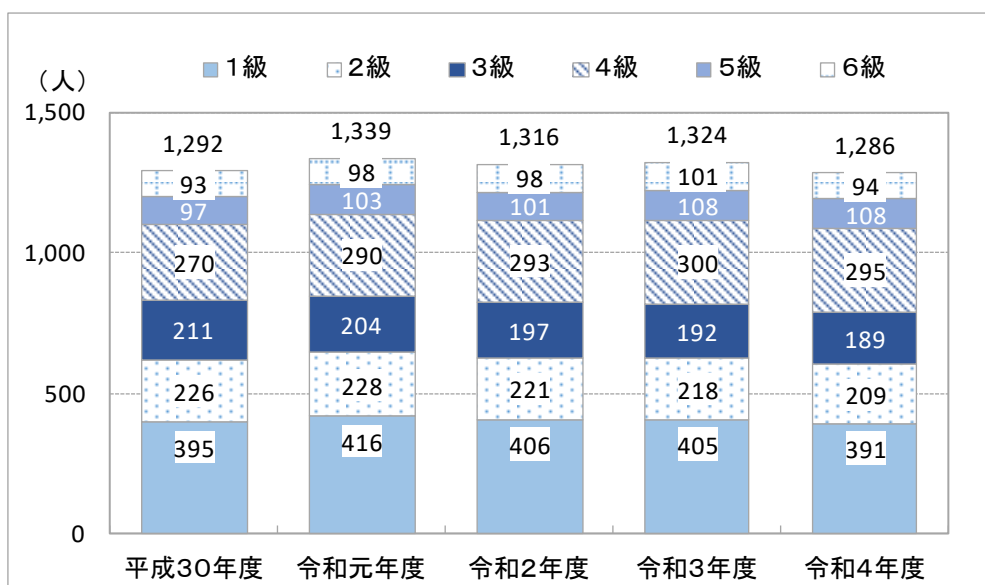
出典：福祉課（各年3月末現在）

(2)身体障がい者の状況

令和4年度の身体障害者手帳の所持者数は1,286人と、平成30年度より6人(0.4%)の減少となっています。

等級別で見ると、重度(1・2級)では、減少傾向となっています。中度(3・4級)は、概ね横ばいが続いています。軽度(5・6級)は5級が横ばい、6級は減少傾向となっています。

障がい種類別の構成比をみると、令和4年度では、肢体不自由が49.6%と最も多く、以下、内部障害が35.3%、聴覚・平衡機能障害が9.1%、視覚障害が5.3%、音声・言語機能障害が0.7%となっています。内部障害は増加傾向にありますが、その他の障がいについては減少傾向となっています。

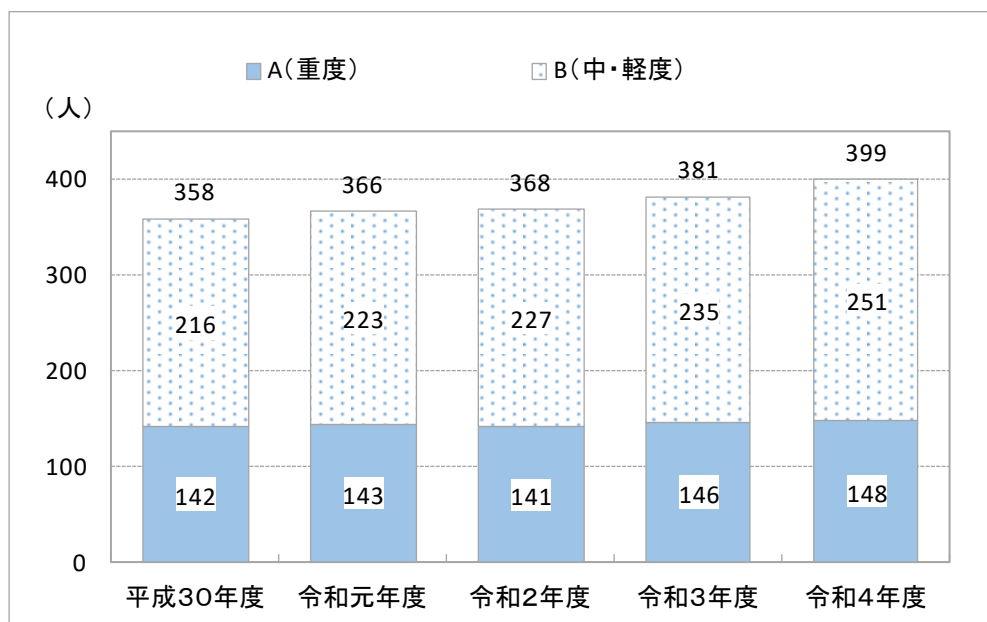


出典：福祉課（各年3月末現在）

(3)知的障がい者

令和4年度の療育手帳所持者数は399人と、平成30年度より41人（11.4%）の増加となっています。

程度別で見ると、Aの重度はほぼ横ばい傾向で、令和4年度は148人となっています。Bの中・軽度は増加傾向にあり、令和4年度は251人と平成30年度より35人の増加となっています。

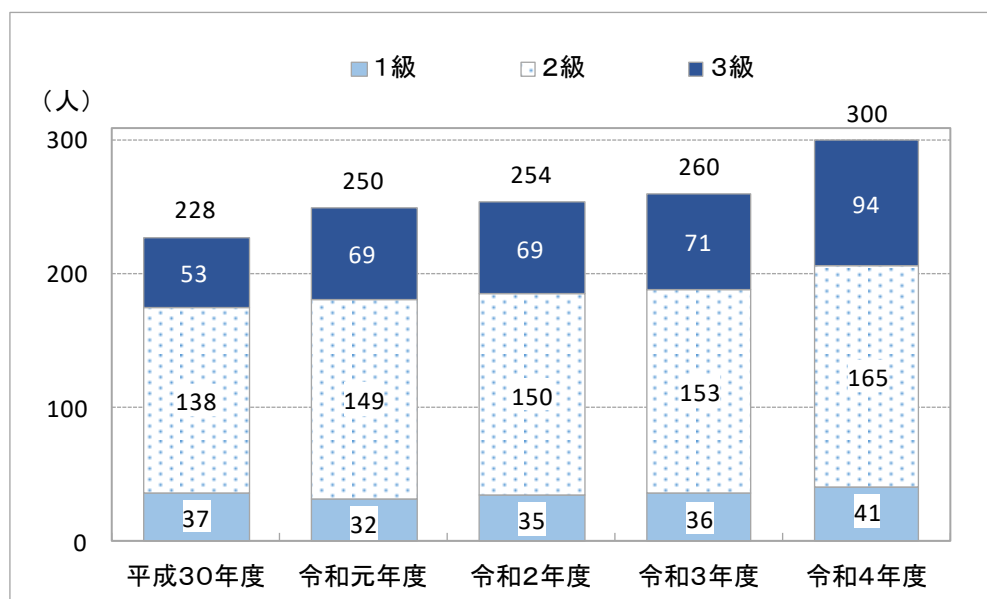


資料：福祉課（各年3月末現在）

(4)精神障がい者

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は300人と、平成30年度より72人(31.6%)の増加となっています。

等級別で見ると、2級が最も多く、令和4年度は165人と平成30年度より27人の増加となっています。



資料：福祉課（各年3月末現在）

4 子どもの状況

(1) 保育所の状況

保育所の状況は、平成30年度で「船岡保育所」「槻木保育所」「西船迫保育所」の3つの公立保育所と、民間の町認可である5つの小規模保育施設があります。

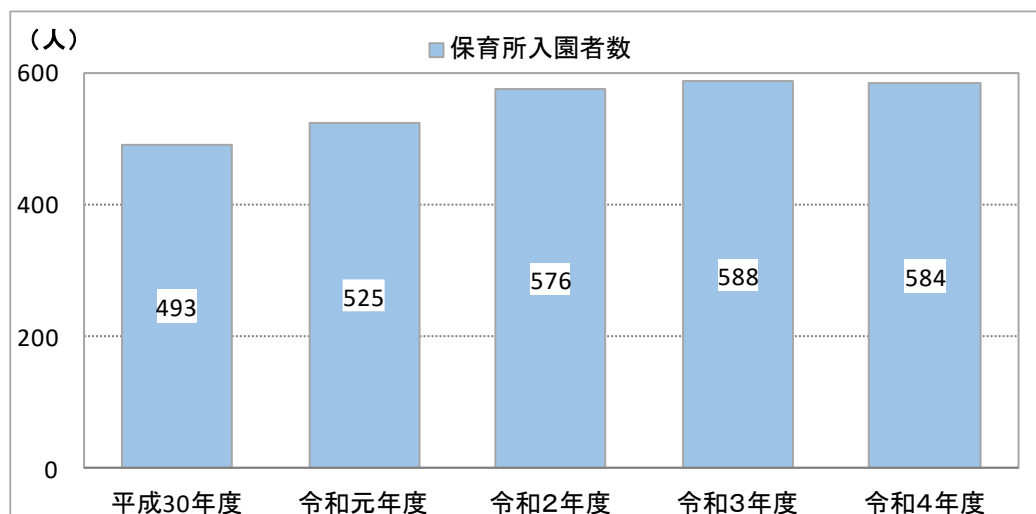
小規模保育施設は、0～2歳児を対象に定員6～19人以下の少人数で保育を行う地域型保育施設となっています。平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が始まり、小規模保育施設が整備されました。

令和4年度は、定員が576人で、利用人数は584人となっています。

(か所・人)

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
小規模 保育施設	施設数	5	7	7	8	8
	定員	70	94	94	106	106
私 立	施設数	0	0	1	1	1
	定員	0	0	50	50	50
公 立	施設数	3	3	3	3	3
	定員	420	420	420	420	420
合 計	施設数	8	10	11	12	12
	定員	490	514	564	576	576
入園者数		493	525	576	588	584

資料：柴田町子ども・子育て支援事業計画（各年3月末現在）



(2) 幼稚園の状況

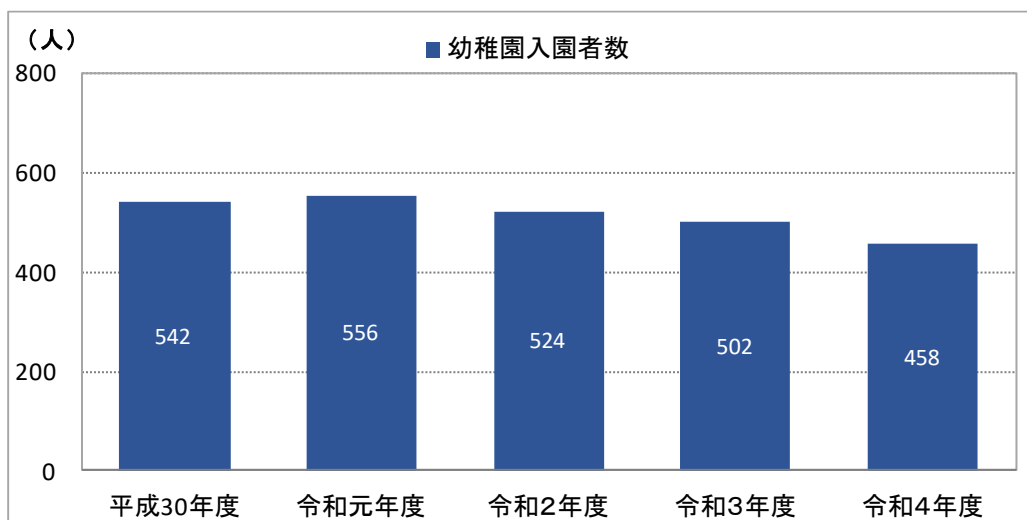
幼稚園の状況は、令和4年度で、公立1つ、私立4つとなっています。

令和4年度は、定員が580人で、利用人数は458人となっています。

(か所・人)

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
私 立	施設数	4	4	4	4	4
	定 員	520	520	520	520	520
公 立	施設数	1	1	1	1	1
	定 員	60	60	60	60	60
合 計	施設数	5	5	5	5	5
	定 員	580	580	580	580	580
入園者数		542	556	524	502	458

資料：宮城県震災復興・企画部統計課「学校基本調査」（各年5月1日）



(3) 小学校・中学校の状況

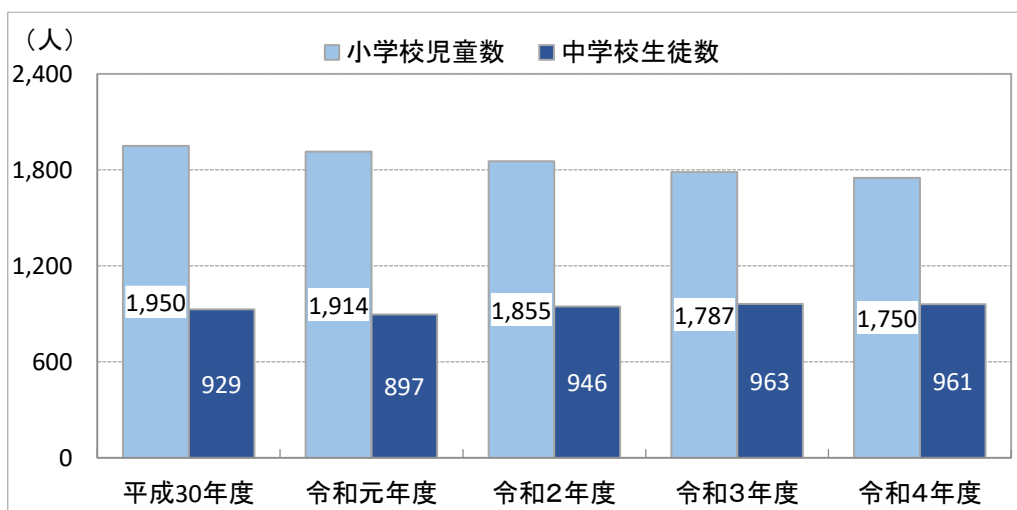
小・中学校の状況は、令和4年度で、小学校は6校、学級数は84学級で、中学校は3校、学級数は38学級となっています。

児童・生徒数は、令和4年度で、小学校は1,750人、中学校は961人と、小学校はやや減少傾向、中学校ではほぼ横ばいで推移となっています。

(校・学級・人)

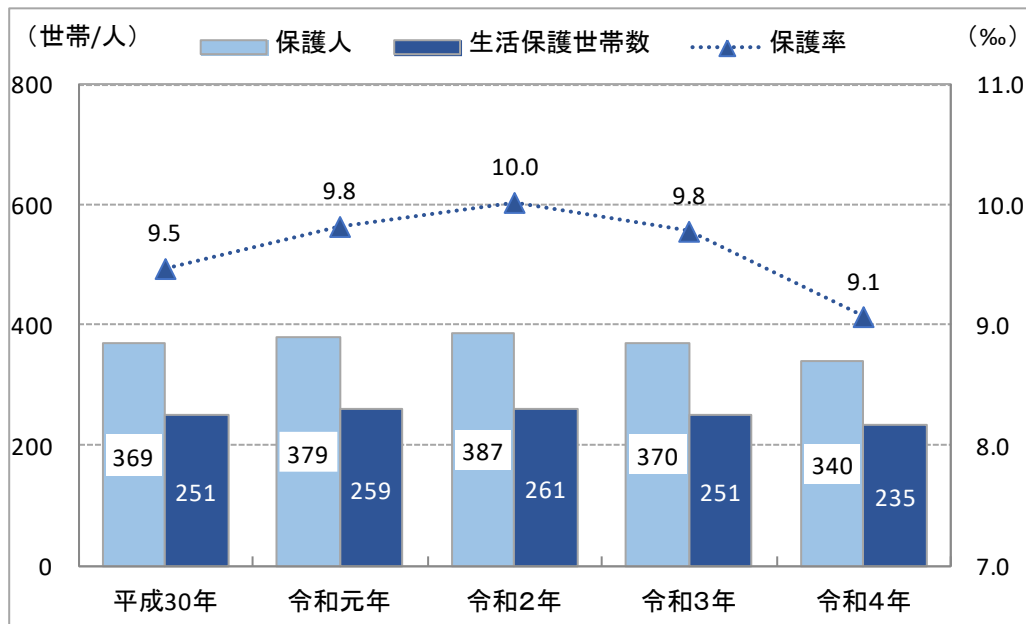
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
小学校	学校数	6	6	6	6	6
	学級数	89	89	89	89	84
	児童数	1,950	1,914	1,855	1,787	1,750
中学校	学校数	3	3	3	3	3
	学級数	36	34	37	37	38
	生徒数	929	897	946	963	961

資料：宮城県震災復興・企画部 統計課「宮城県統計年鑑」（各年5月1日）



5 生活保護受給者の状況

生活保護人員は令和4年度は340人となっており、令和3年以降減少傾向となっています。また、生活保護世帯数は235世帯、保護率は9.1%（パーミル）となっています。



資料：仙南保健福祉事務所（各年3月末現在）

※保護率（千分率）：住民基本台帳人口に占める生活保護人員の割合

6 地域資源の状況

(1) 地域活動団体等の状況

行政区は、42行政区となっています。地域活動団体等は、老人クラブが12クラブ、ボランティア・NPO活動団体が25団体、特定非営利活動団体が6団体となっています。

団体	団体数	会員数
行政区	42 行政区	—
老人クラブ	12 クラブ	295 人
ボランティア・NPO活動団体	25 団体	625 人
特定非営利活動団体法人	6 団体	—

資料：【行政区】総務課（令和6年1月末現在）

【老人クラブ】福祉課（令和5年3月末現在）

【ボランティア・NPO活動団体】柴田町社会福祉協議会（令和5年3月末現在）

【特定非営利活動団体法人】宮城県HP（令和6年1月末現在）

(2) 地域人材の状況

地域人材の状況は、民生委員・児童委員が76人います。うち、主任児童委員は3人となっており、それぞれの担当地区内において生活に困っている人や高齢者、障がい者等から日常生活でのさまざまな問題について相談を受けたり情報提供を行ったりしています。地域の見守り、声かけ等、地域福祉の推進活動を行う福祉推進委員は687人おり、住民の立場で積極的に保健活動を進め、住民と行政とのパイプ役を担っている健康しばたサポーターは19人となっています。

名称	配置数	主な活動内容
民生委員・児童委員 (福祉委員)	76 人	住民の生活状況の把握、高齢者・障がい者・児童等の援助を必要とする方への相談支援、見守り、関係機関との連携
うち主任児童委員	3 人	
福祉推進委員	687 人	福祉課題等(福祉ニーズ)の状況把握、地域福祉活動の推進
健康しばたサポーター	19 人	健康づくりに関する知識の普及および実践活動の推進、各種保健事業等への協力

資料：【民生委員・児童委員】福祉課（令和6年1月1日現在）

【福祉推進委員】柴田町社会福祉協議会（令和6年1月1日現在）

【健康しばたサポーター】健康推進課（令和6年1月1日現在）

7 アンケート調査からみる現状

(1) 住民アンケート調査

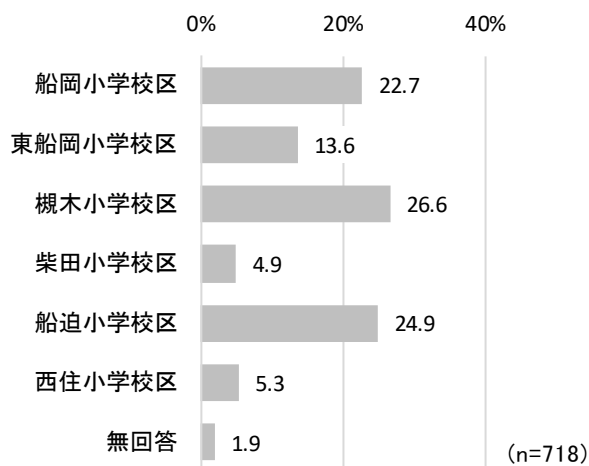
① 調査概要

調査名	住民全員参加の地域福祉を進めるためのアンケート調査
対象者	18歳以上の住民 2,000人を対象
調査期間	令和5年7月4日～7月 25 日
調査方法	・郵送配付－郵送回収 ・Web アンケート(郵送調査票に2次元バーコード貼付)
回収結果	配付数 2,000 票件 有効回収数 718 件 有効回収率 35.9%

② あなたご自身のことについて

【居住地区】

居住地区は、「槻木小学校区」26.6%が最も多くなっており、次いで「船迫小学校区」24.9%、「船岡小学校区」22.7%、「東船岡小学校区」13.6%、「西住小学校区」5.3%、「柴田小学校区」4.9%となっています。

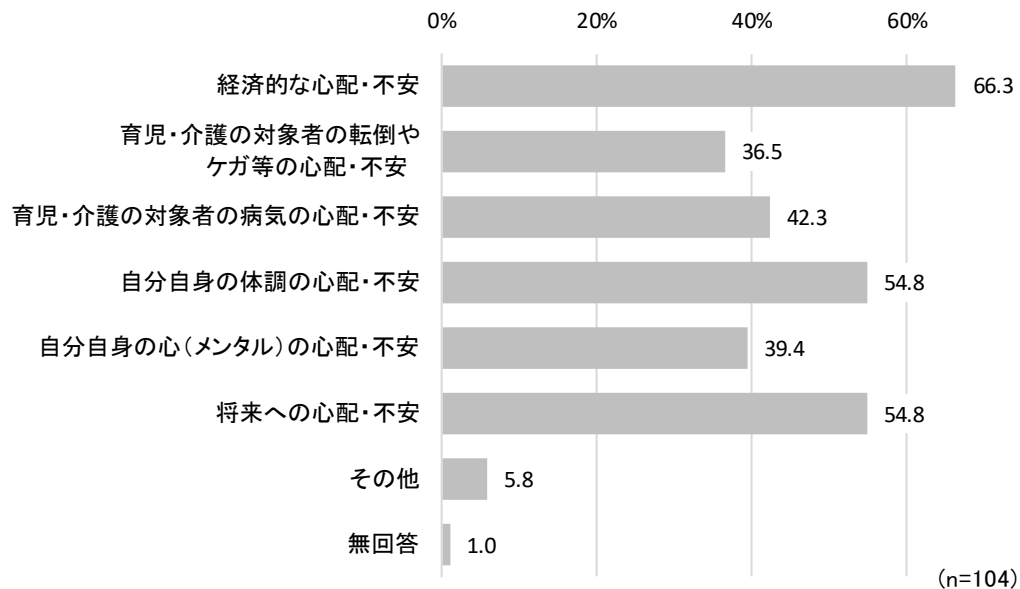


③育児と介護について

【(今現在、育児・介護をされている方で育児・介護において心配・不安に感じるものが「とてもある」、「ときどきある」と回答した方)

それはどのようなことですか。(あてはまるもの全てに○)】

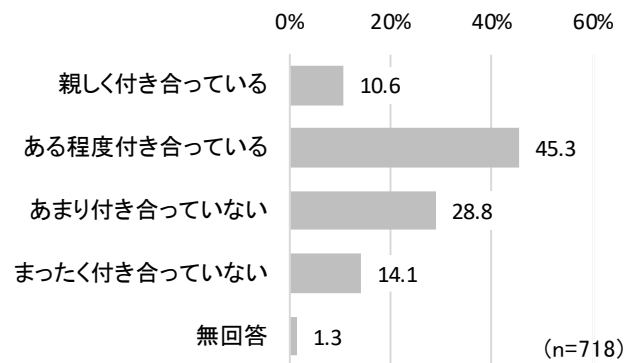
育児・介護において心配・不安に感じることの内容は「経済的な心配・不安」66.3%が最も多くなっており、次いで「自分自身の体調の心配・不安」、「将来への心配・不安」ともに54.8%となっています。



④地域での暮らし・共生社会について

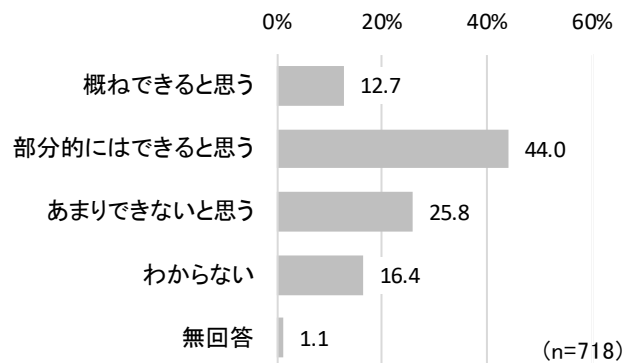
【あなたは日頃からご近所の方と、どの程度の付き合い方をしていますか。
(1つに○)】

日頃からご近所の方とのお付き合いは「ある程度付き合っている」45.3%が最も多くなっており、次いで「あまり付き合っていない」28.8%、「まったく付き合っていない」14.1%となっています。



【お住まいの地域では、誰かが困っているときに助け合うことができますか。
(1つに○)】

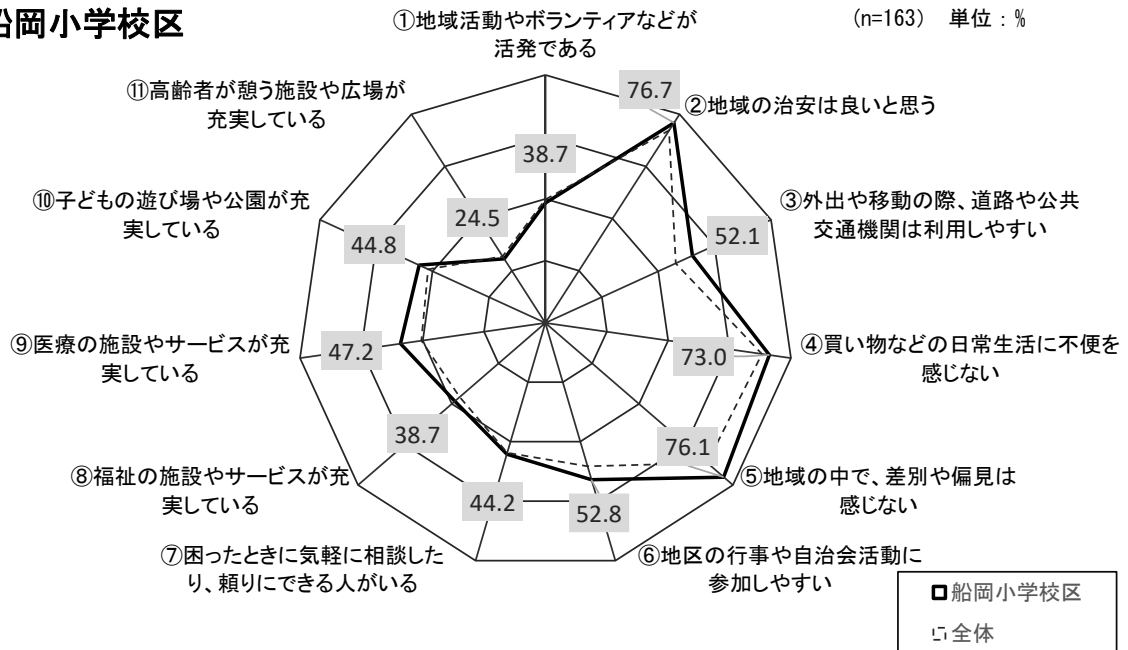
誰かが困っているときに助け合いができるかは、「部分的にはできると思う」44.0%が最も多くなっており、次いで「あまりできないと思う」25.8%、「わからない」16.4%となっています。



【あなたご自身のことや、お住まいの地域での暮らしについて、どのように感じていますか。(各項目、最も近いもの1つに○)】

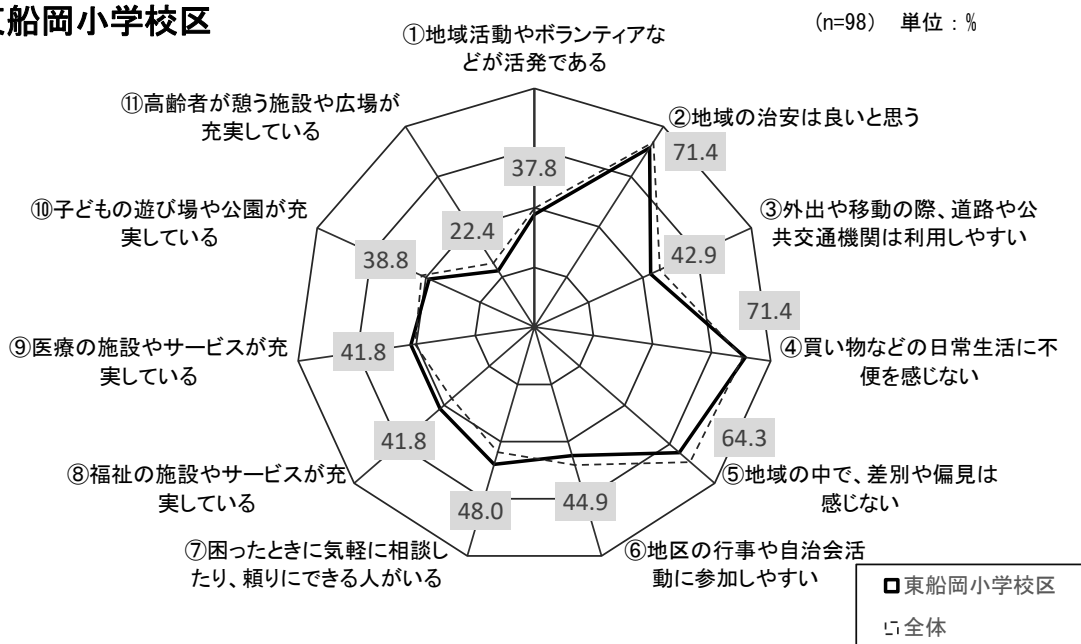
船岡小学校区では「②地域の治安が良いと思う」76.7%が最も多くなっており、次いで、「⑤地域の中で、差別や偏見は感じない」76.1%、「④買い物などの日常生活に不便を感じない」73.0%となっています。

船岡小学校区



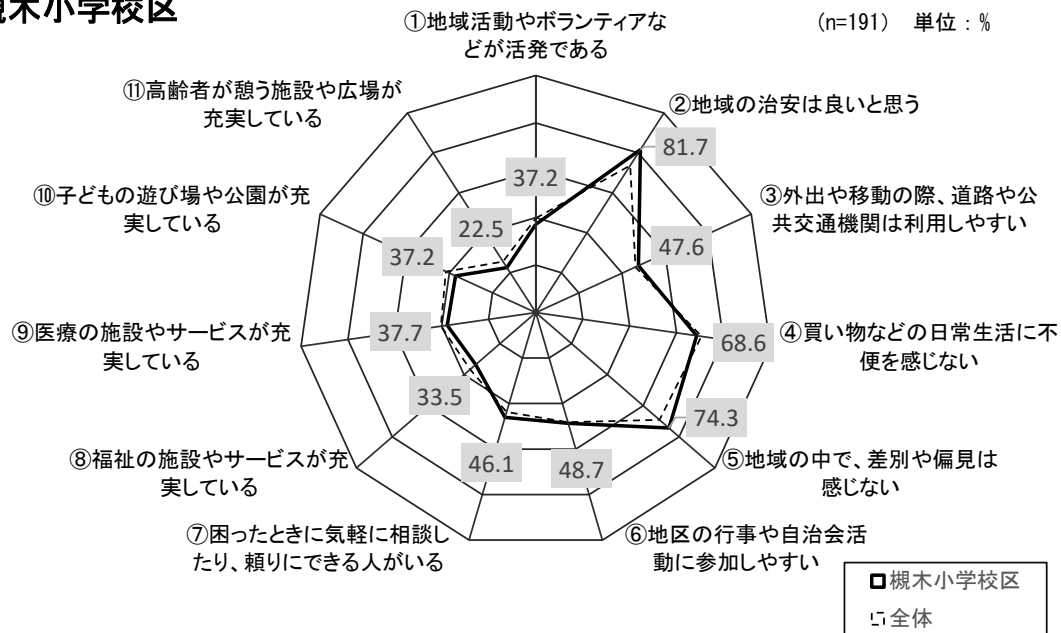
東船岡小学校区では「②地域の治安が良いと思う」、「④買い物などの日常生活に不便を感じない」71.4%がともに、最も多くなっており、次いで、「⑤地域の中で、差別や偏見は感じない」64.3%となっています。

東船岡小学校区



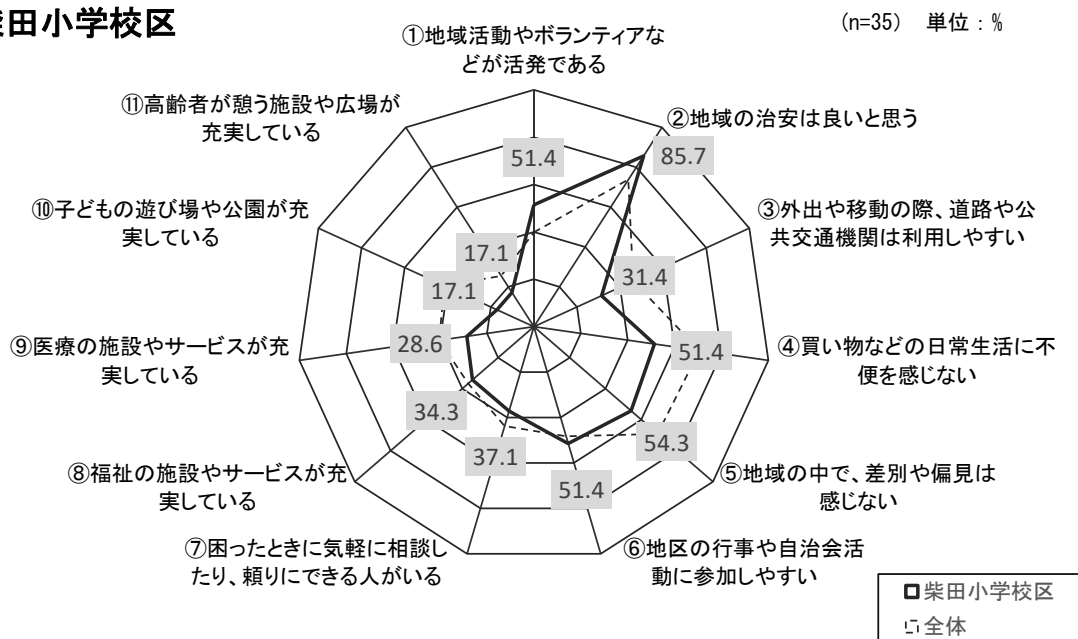
槻木小学校区では「②地域の治安が良いと思う」81.7%が最も多くなっており、次いで、「⑤地域の中で、差別や偏見は感じない」74.3%、「④買い物などの日常生活に不便を感じない」68.6%となっています。

槻木小学校区



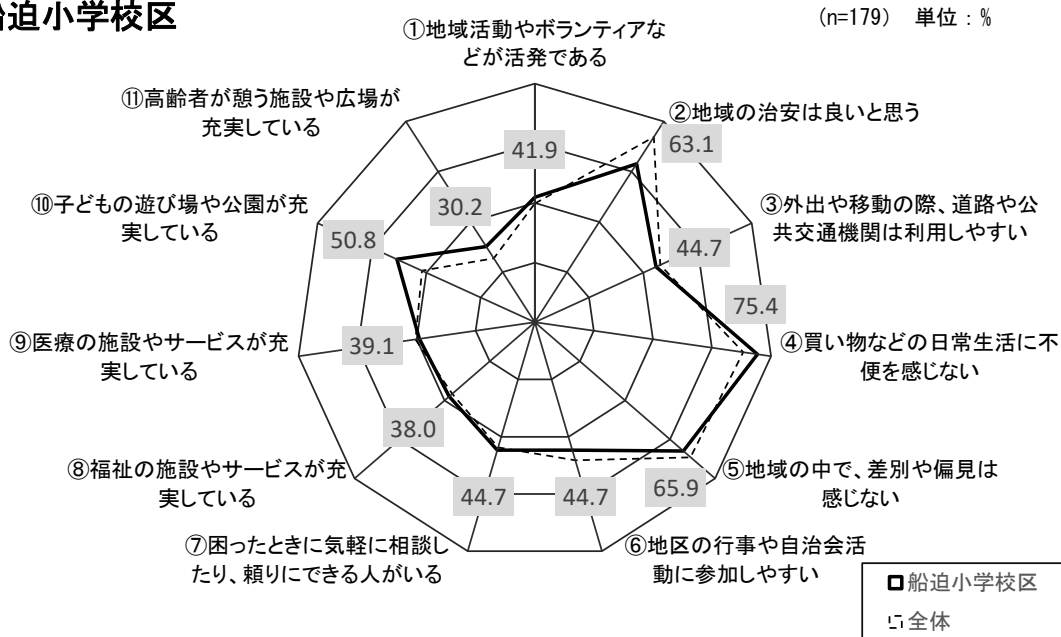
柴田小学校区では「②地域の治安が良いと思う」85.7%が最も多くなっており、次いで、「⑤地域の中で、差別や偏見は感じない」54.3%、「①地域活動やボランティアなどが活発である」「④買い物などの日常生活に不便を感じない」、「⑥地区の行事や自治会活動に参加しやすい」ともに51.4%となっています。

柴田小学校区



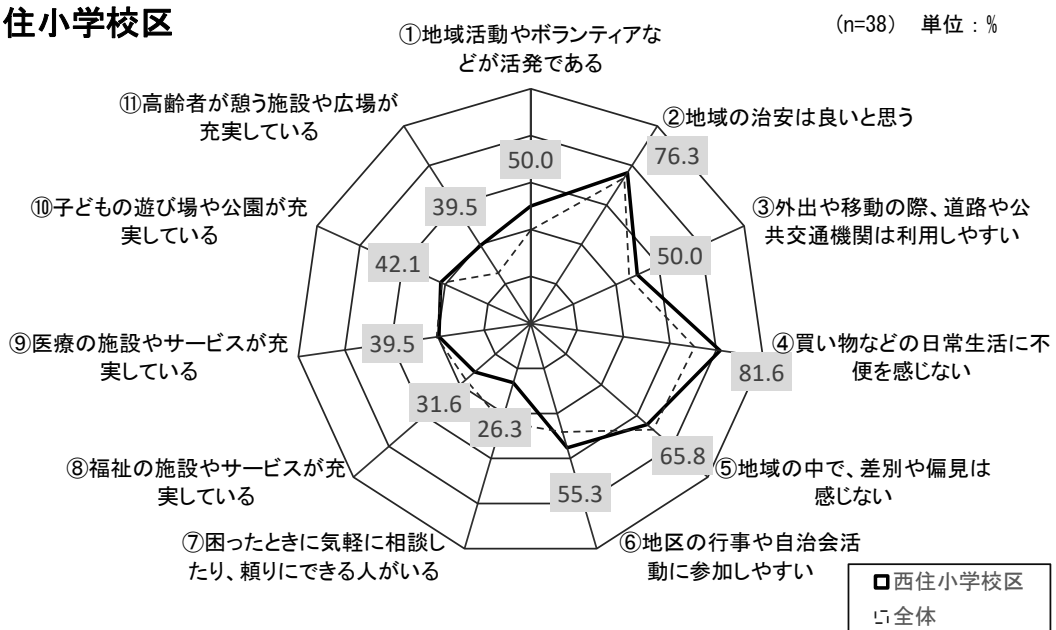
船迫小学校区では「④買い物などの日常生活に不便を感じない」75.4%が最も多くなっており、次いで、「⑤地域の中で、差別や偏見は感じない」65.9%、「②地域の治安が良いと思う」63.1%となっています。

船迫小学校区



西住小学校区では「④買い物などの日常生活に不便を感じない」81.6%が最も多くなっており、次いで、「②地域の治安が良いと思う」76.3%、「⑤地域の中で、差別や偏見は感じない」65.8%となっています。

西住小学校区

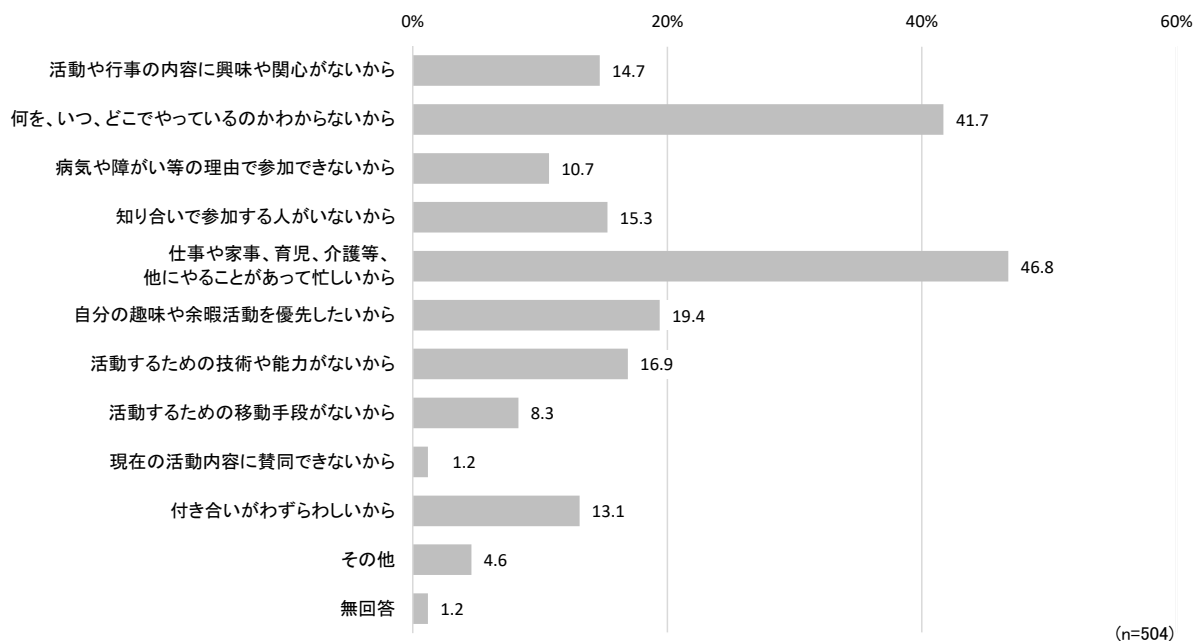


⑤地域の活動について

【(地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動に参加している方で「参加したことがない」、「参加することができない」と回答した方)

参加したことがない(できない)理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)】

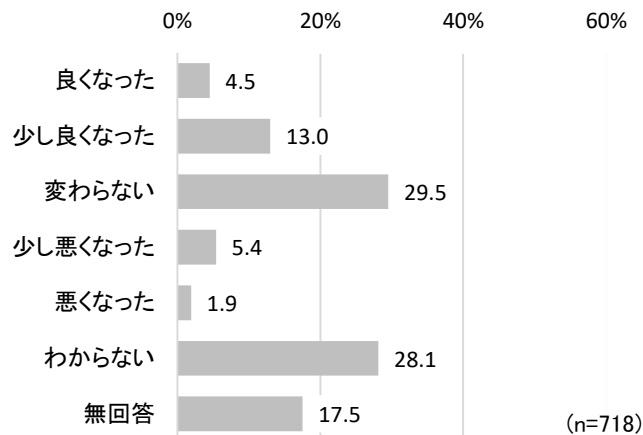
地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動へ不参加の理由は、「仕事や家事、育児、介護等、他にやることあって忙しいから」46.8%が最も多くなっており、次いで「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」41.7%、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」19.4%となっています。



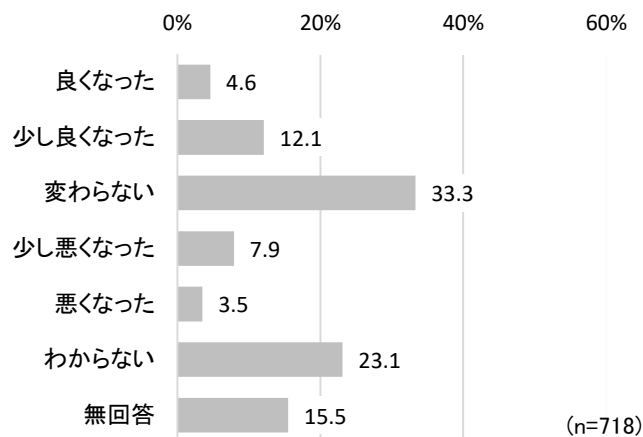
⑥町の福祉施策について

【地域福祉推進における主な取り組みについて、以前(5年前くらいを思い浮かべてください。)と比べてどのように変化したと感じますか。(1つに○)】

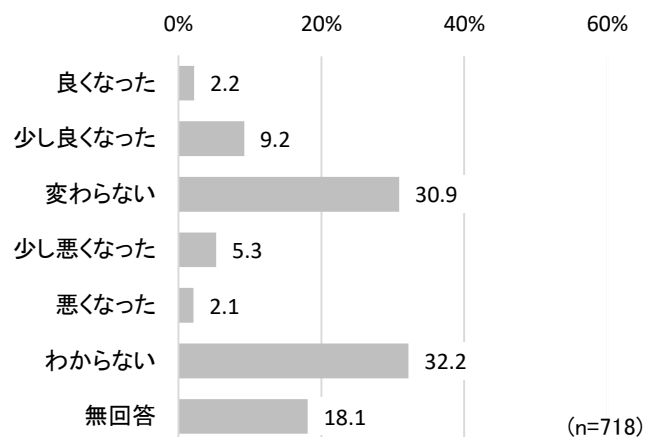
福祉意識の向上では「変わらない」29.5%が最も多くなっており、次いで「わからない」28.1%、「少し良くなった」13.0%となっています。



見守り・声掛け活動では「変わらない」33.3%が最も多くなっており、次いで「わからない」23.1%、「少し良くなった」12.1%となっています。



ボランティア・NPOによる活動では「わからない」32.2%が最も多くなっており、次いで「変わらない」30.9%、「少し良くなった」9.2%となっています。



(2)事業所・団体アンケート調査

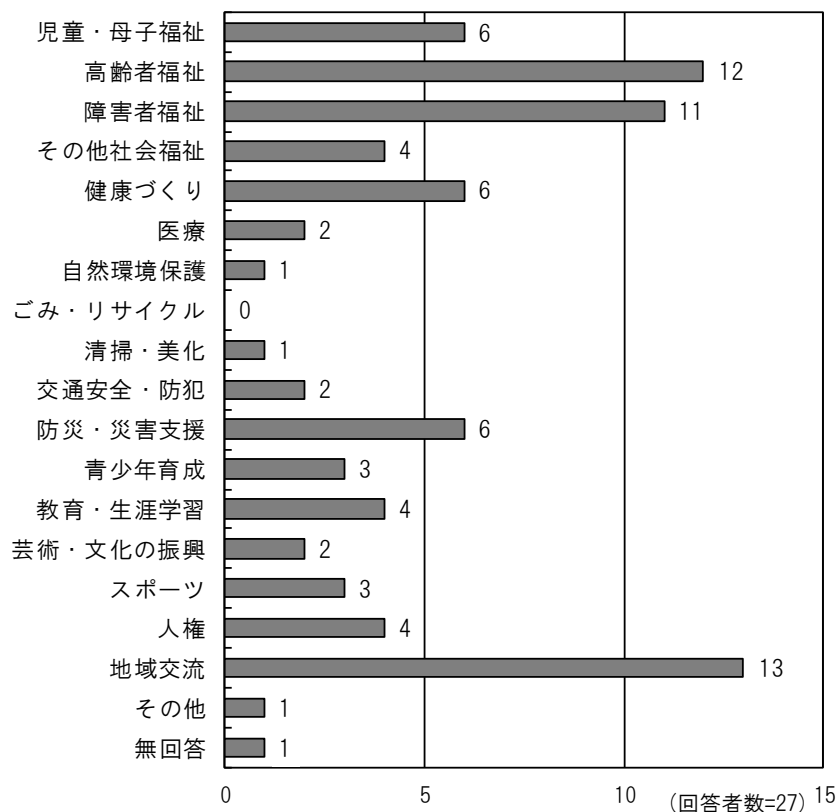
①調査概要

調査名	地域福祉の推進に関する事業所・関係団体アンケート調査
団体・事業所数	40
調査期間	令和5年9月4日～9月19日
調査方法	郵送配付－郵送回収(一部 FAX,電子メール)
回収結果	配付数 40 票件 有効回収数 27 件 有効回収率 67.5%

②団体の活動について

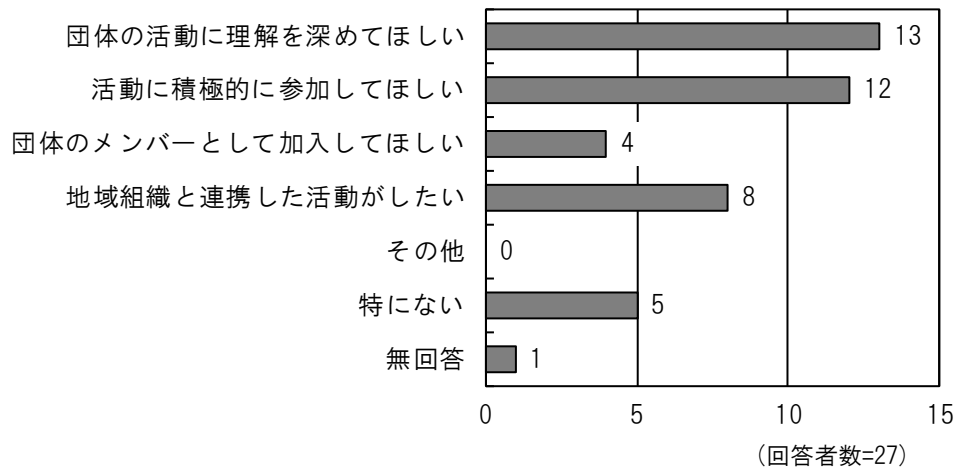
【貴団体で取り組んでいる活動分野をお聞かせください。(あてはまるもの全てに○)】

取り組んでいる活動分野では「地域交流」13が最も多くなっており、次いで「高齢者福祉」12、「障害者福祉」11となっています。



【貴団体が活動を進める中で、地域住民に対して何か協力してほしいことはありますか。(あてはまるもの全てに○)】

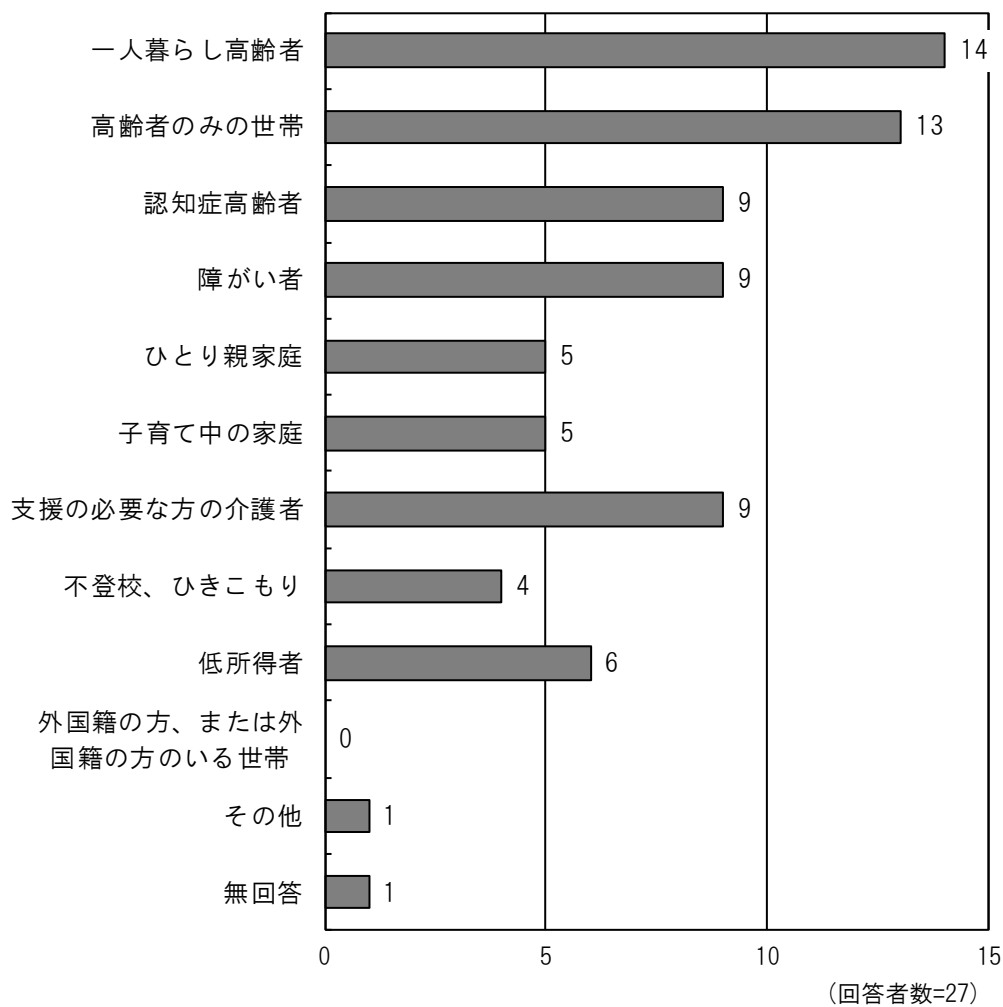
活動を進める中で、地域住民に対して協力してほしいことは「団体の活動に理解を深めてほしい」13が最も多くなっており、次いで「活動に積極的に参加してほしい」12、「地域組織と連携した活動がしたい」8となっています。



③地域共生社会・住民による支援について

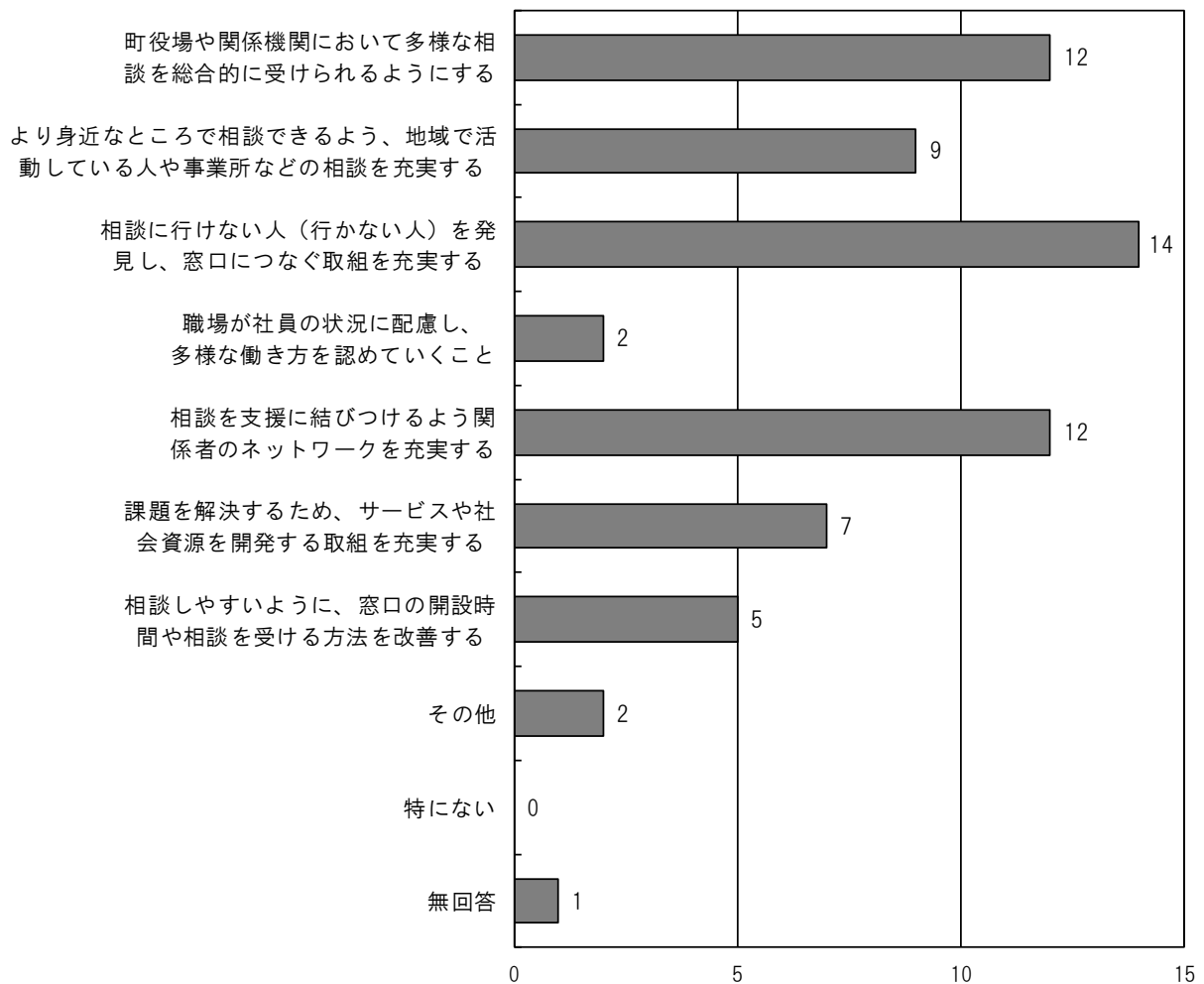
【貴団体が、活動等を通じて感じている、これから特に支援が必要だと思う対象は誰ですか。(あてはまるもの3つまでに○)】

活動等を通じて、これから特に支援が必要だと思う対象は「一人暮らし高齢者」14が最も多くなっており、次いで「高齢者のみの世帯」13、「認知症高齢者」「障がい者」「支援の必要な方の介護者」がともに9となっています。



【相談支援を実現するために特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)】

相談支援を実現するために特に優先的に力を入れて取り組むべきことは「相談に行けない人(行かない人)を発見し、窓口につながる取り組みを充実する」14が最も多くなっており、次いで「町役場や関係機関において多様な相談を総合的に受けられるようにする」「相談を支援に結びつけるよう関係者のネットワークを充実する」がともに12となっています。



(回答者数=27)

8 町の現況からみた主な課題の整理

町の現況を示す数値やアンケート調査結果を通じて把握した結果をもとに、主な課題を整理します。

(1) ボランティア活動、地域活動等について

① 主な課題

【住民アンケート調査より】

- ・ ボランティア活動、地域活動の参加・関心がある割合：50代以下の割合が低くなっています。現役世代、学生の参加・関心が低く、活動に対する世代間の差が大きくなっています。
- ・ これからの福祉で重点的に取り組むものでは40代以下において「子どもの頃からの福祉教育」の割合が高くなっています。地域が取り組む課題として、子どもの頃から、経験を通じて、地域の福祉に触れることは、町の将来を主体的に考える上でも重要であると考えられます。

【事業所・団体アンケート調査より】

- ・ 「団体の活動に理解を深めてほしい」「活動に積極的に参加して欲しい」の割合が高くなっています。団体の活動の状況も伝わりにくく、広く活動を知ってもらい、理解してもらうことが求められています。また、新たな人材の確保も難しい状況であり、継続的な活動のためにも、広く住民に理解してもらうことが必要です。

② 求められる施策の方向性等

- ◆ ボランティア活動、地域活動の活性化
- ◆ 世代間を通じた福祉教育の充実
- ◆ 福祉に関わるNPO等団体、活動への理解と住民参加への支援

(2) 地域づくり、ネットワーク連携等について

① 主な課題

【住民アンケート調査より】

- ・ 地域間の福祉に対する評価の差が項目によって大きくなっている。評価が低い項目への取り組みも必要であるが、評価の高い項目を地域の特性、特徴として維持する考え方も求められます。
- ・ ご近所と親しく付き合っている割合が低くなっています。一方で、これからの福祉で重点的に取り組むものでは「住民がお互いに助け合えるまちづくり」「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」の割合が高くなっており、地域住民それぞれが、どのような地域であれば、安心して暮らしていけるのかを共有しながら、住民主体にまちづくりの方向性を示すことも重要であると考えられます。

②求められる施策の方向性等

- ◆障がいや介護等の有無に関わらず住民交流が図られること
- ◆地域特性を活かした地域福祉活動
- ◆住民がお互いにつながれる仕組みづくり

(3)福祉に関する相談、権利擁護等について

①主な課題

【住民アンケート調査より】

- ・「相談できる相手がない人」との回答が一定数存在している。相談が必要な状況にも関わらず、自分から相談に行けない人もいると考えられます。
- ・これからの福祉で重点的に取り組むものでは「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」の割合が高くなっています。介護、障がいだけでなく、何らかの生活上の不安、心配を感じるが増えている状況において、相談しやすい環境のニーズは高いと考えられます。

【人口と世帯の状況より】

- ・高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者の増加傾向になっています。抱え込みや問題が外に伝わりにくくなる可能性が高くなるため、相談につなげやすい体制が求められます。
- ・知的障害者、精神障害者が増加傾向となっています。高齢者同様に、相談につなげやすい体制が求められます。

【事業所・団体アンケート調査より】

- ・「一人暮らし高齢者」「高齢者のみ世帯」「認知症高齢者」「支援が必要な方の介護者」への支援が必要という意見が多くなっています。問題を抱えていても、自分から積極的に相談するという手段も思いつかないようなケースも想定されます。
- ・「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取り組みを充実する」が最も多く「町役場や関係機関において多様な相談を総合的に受け付けられるようにする」が続いています。「一人暮らし高齢者」「高齢者のみ世帯」「認知症高齢者」「支援が必要な方の介護者」等が相談に行くタイミングが遅れた結果、身体的、経済的等複合的な問題に発展するケースもあります。早期の相談を実現できる仕組みが求められています。

②求められる施策の方向性等

- ◆誰ひとり取り残さない相談・支援体制
- ◆障がいや要介護状態、認知症等にあっても地域で安心して過ごせるような権利擁護・合理的配慮の推進

(4)サービスの利用や情報提供等について

①主な課題

【住民アンケート調査より】

- ・地域活動に参加できない理由として「何をいつどこでやっているかわからないから」の割合が高くなっています。地域活動に関する情報が伝わることで、地域活動への参加者が増えることが想定されます。
- ・これからの福祉で重点的に取り組むものでは「在宅福祉を支えるサービス」、「バリアフリーのまちづくり」の割合が高くなっています。高齢者になっても、また障がい者であったとしても、住み慣れた地域で過ごすことを望まれる方が多くおられます。それを支えるための在宅福祉サービスの充実や日常生活を安心して過ごすために、バリアフリーのまちづくりが求められています。

②求められる施策の方向性等

- ◆必要な人に届く情報発信の工夫
- ◆在宅福祉サービスの充実
- ◆障がい者、高齢者であっても安心して過ごせるバリアフリーのまちづくりの推進

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉を推進するためには、行政や福祉関係者のみならず、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、それぞれが地域の主役として活躍することが必要不可欠です。

また、性別や年齢、障がいの有無、国籍等、お互いの違いを個性として認め合い、個人の尊厳が尊重され、地域で分け隔てなく支え合って生活することができる地域社会のまちづくりも重要となっています。

柴田町では、地域福祉計画の上位計画である、第6次柴田町総合計画において、町のありべき姿を「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」と定めています。これは、慣れ親しんだ地域への誇りと愛着を示し、花のまちには、一人ひとり、それぞれの地域の個性が花が咲くが如く発揮され、その人らしさ、地域らしさが輝くことを目指しています。

住民一人ひとりが地域福祉を意識し、日頃より声をかけ合える付き合い、互いを知り合える福祉活動へ参加し地域での役割を認識することで、困ったときには自然に助け合える思いやり・支え合いのところが生まれ、一人ひとりが、地域が輝き、そこに暮らす一人ひとりの魅力が、地域の魅力となり、地域福祉のまちづくりへとつながります。

住民誰もが地域において役割を持ち、他人事ではなく我が事として主体的に参画し、お互いに支え合いながら、住み慣れた場所で安心して暮らすことができるまちづくりとしての地域共生社会の実現を目指し、本計画の基本理念を「ともにつながり お互いが支え合い みんなが花咲くまち」とします。

《基本理念》

ともにつながり お互いが支え合い
みんなが花咲くまち

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の4つを基本目標とし、施策を推進します。

基本目標1

ともにつながる
人材づくり

誰もが地域福祉について学び、参画することができるよう、子どもの頃から多様性やインクルージョンを通じて、福祉のこころを育むための福祉教育の推進や生涯学習を通じ、高齢者等の活躍の場や地域福祉を支える人材の発掘を推進します。

また、多くの住民が主体的に地域福祉の担い手として活躍できるように、活動を行うボランティア・NPO活動団体等への支援を強化します。

町でも新たな体制整備に向けた人材確保、開発を推進します。

基本目標2

みんなで
支え合う
地域づくり

住民同士が理解し、尊重し合いながら、その地域で大切にすることを共有し、お互いに支え合えるまちづくりのために、住民同士がつながり理解し合える場である交流・活動機会の充実を図ります。

また、住民が地域福祉に対して関心を持ち、地域の課題を我が事として主体的に関わる意識醸成を図ります。

さらに、ボランティア・NPO団体、学校等の交流活動への支援や関係機関同士の連携支援等、地域ネットワークの連携強化を図ります。

基本目標3

安全安心に
暮らせる
しくみづくり

誰もが必要なときに気軽に相談ができるよう、関係機関との連携を強化し、複雑化・複合化した困りごとにも対応が可能な重層的な支援体制を目指し、相談体制や情報共有、連絡体制の充実を図ります。

また、生活困窮者や要配慮者等への横断的な支援を推進するとともに、判断能力が不十分な方を支えるための権利擁護の推進を図り、成年後見利用促進計画の中核的な機関の設置による地域連携ネットワークの整備も進めてまいります。

基本目標4

地域を支える
基盤づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、自治会や町内会等の地域と保健、医療、介護、福祉、就労等の関係機関等による横断的かつ包括的な支援体制を整備し、地域全体で地域福祉の推進に取り組みます。

また、支援を必要とする方へ円滑かつ適切なサービスの提供やわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、誰もが住みやすく人にやさしい環境づくりを推進し、災害時の支援体制や防犯対策の整備を含め、地域福祉の基盤づくりに努めます。

3 計画の体系

本計画の体系は、以下のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策	ページ数
ともにつながり お互いが支え合い みんなが花咲くまち	1. ともにつながる 人材づくり	(1)福祉教育の充実	57
		(2)福祉に対する意識の醸成	59
		(3)地域を担う人材の育成	61
		(4)ボランティアやNPO活動等への支援	64
	2. みんなで 支え合う 地域づくり	(1)交流の場の充実	66
		(2)地域ネットワークの連携強化	69
		(3)地域づくりの推進	72
	3. 安全安心に 暮らせる しくみづくり	(1)包括的な相談体制の充実	74
		(2)支援を必要とする人への体制整備	76
		(3)権利擁護の推進	79
	4. 地域を支える 基盤づくり	(1)福祉サービスの利用促進	82
		(2)情報提供の充実	84
		(3)環境づくりの推進	86
		(4)災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進	88

4 各福祉分野計画での取り組み

本計画では、地域でともに支え合い協働して取り組む「地域共生社会」の実現を目指し、各福祉分野の計画の上位計画として地域福祉を推進していきます。

各福祉分野の現計画で掲げている重点事項は、次のとおりです。地域福祉のより一層の充実を図るため、総合的に推進していきます。

高齢者(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防が地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進や介護予防の推進、支え合う地域社会づくりを目指します。

《基本方針》

誰もが安心して暮らせる福祉の推進

《基本目標》

基本目標1 地域で支える介護・生活支援

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 認知症施策の推進
3. 介護予防の推進
4. 支え合う地域社会づくり

基本目標2 高齢者の豊かな社会を支える

1. 健康づくりと疾病予防
2. 安全な暮らしの確保
3. 生きがいづくりと社会参加

基本目標3 安心できる介護サービス

1. 介護サービス提供基盤の充実
2. 介護サービスの充実

障がい者(柴田町障害者福祉計画・柴田町障害福祉計画・柴田町障害児福祉計画)

障がいの有無に関わらず、全ての住民が安心して、自分らしくいきいきと暮らせるよう、以下を基本理念として重点を置き、住みよいまちづくりの実現を目指します。

《基本理念》

だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田

1. 一人一人が輝き、自立した生活を送れること
2. 一人一人が自分の生き方を選ぶこと
3. 一人一人が尊重しあい、支えあうこと

子育て(柴田町子ども・子育て支援事業計画)

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての関係者が連携し、多様かつ総合的な子育て支援を進めます。

《社会全体で取り組むべき重要課題》

子どもの健やかな育ちと子育てを支える

《基本方針》

1. 子育て支援を質・量ともに充実
2. 地域社会の連携による多様かつ総合的な子育て支援
3. 「親育ち」のための周囲からの支援

《基本理念》

みんなで育てよう きらりと光るしばたの子

子ども(柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～)

一人ひとりの子どもが心身ともに健やかにたくましく育ち、夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現に向けて、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての関係者が連携し、社会のさまざまな構成員との協働による総合的な取り組みを行います。

《基本理念》

みんなで育てよう きらりと光るしばたの子

《主要施策》

1. 生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実
2. 生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実
3. 生活に困難をかかえる保護者等への就労支援の充実
4. 生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実
5. 関係機関等との連携強化

5 圏域の考え方

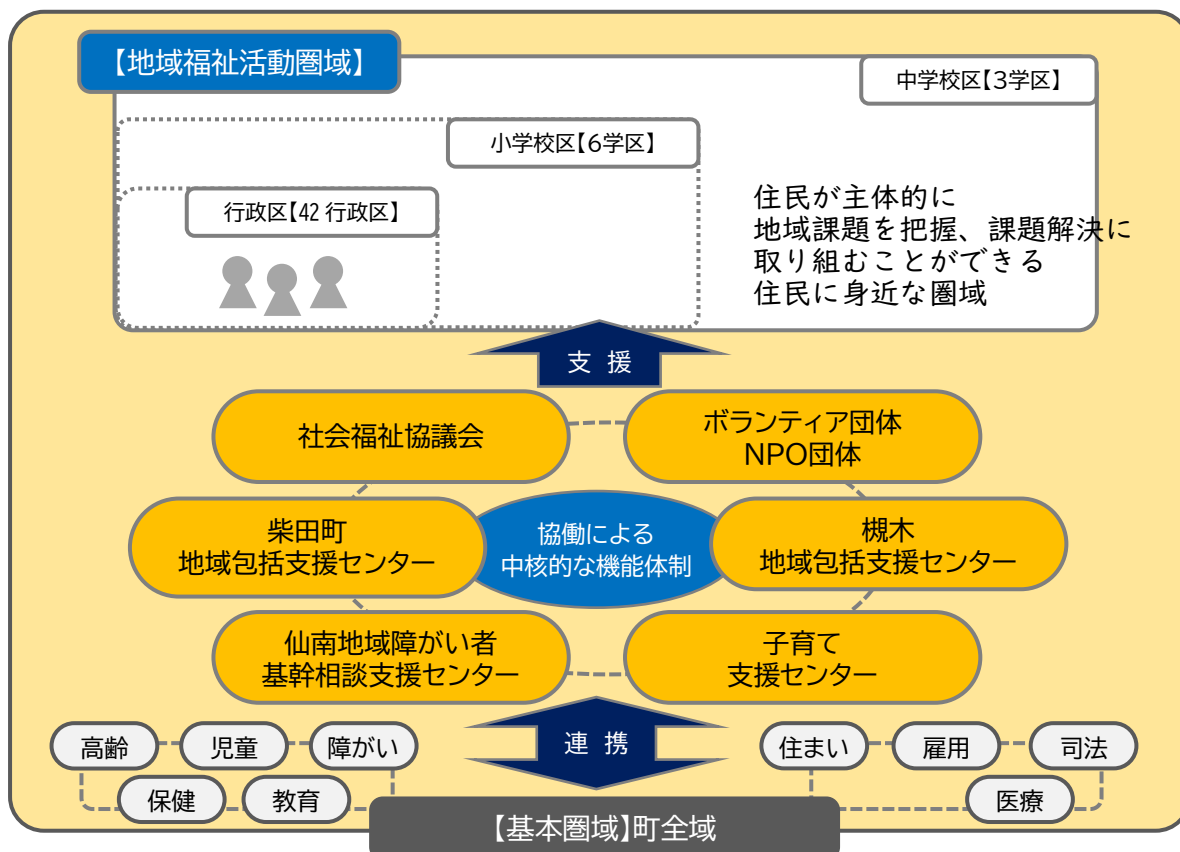
これまでの圏域は、行政が適切な福祉サービスを提供するための範囲として設定してきましたが、社会福祉法の改正により、地域住民による地域福祉活動の推進も大きな役割の一つと新たに追加され、地域住民が活動を行うための範囲についての考慮も必要となりました。

また、各地区により人口分布や高齢者・障がい者の状況、地域活動の状況等は異なり、各地区の実情を踏まえた取り組みを推進していくためには、地域の実情を考慮した区域を設定する必要があります。

本計画においては、本計画の関連計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として柴田町全域を基本圏域として設定し施策を展開していきます。

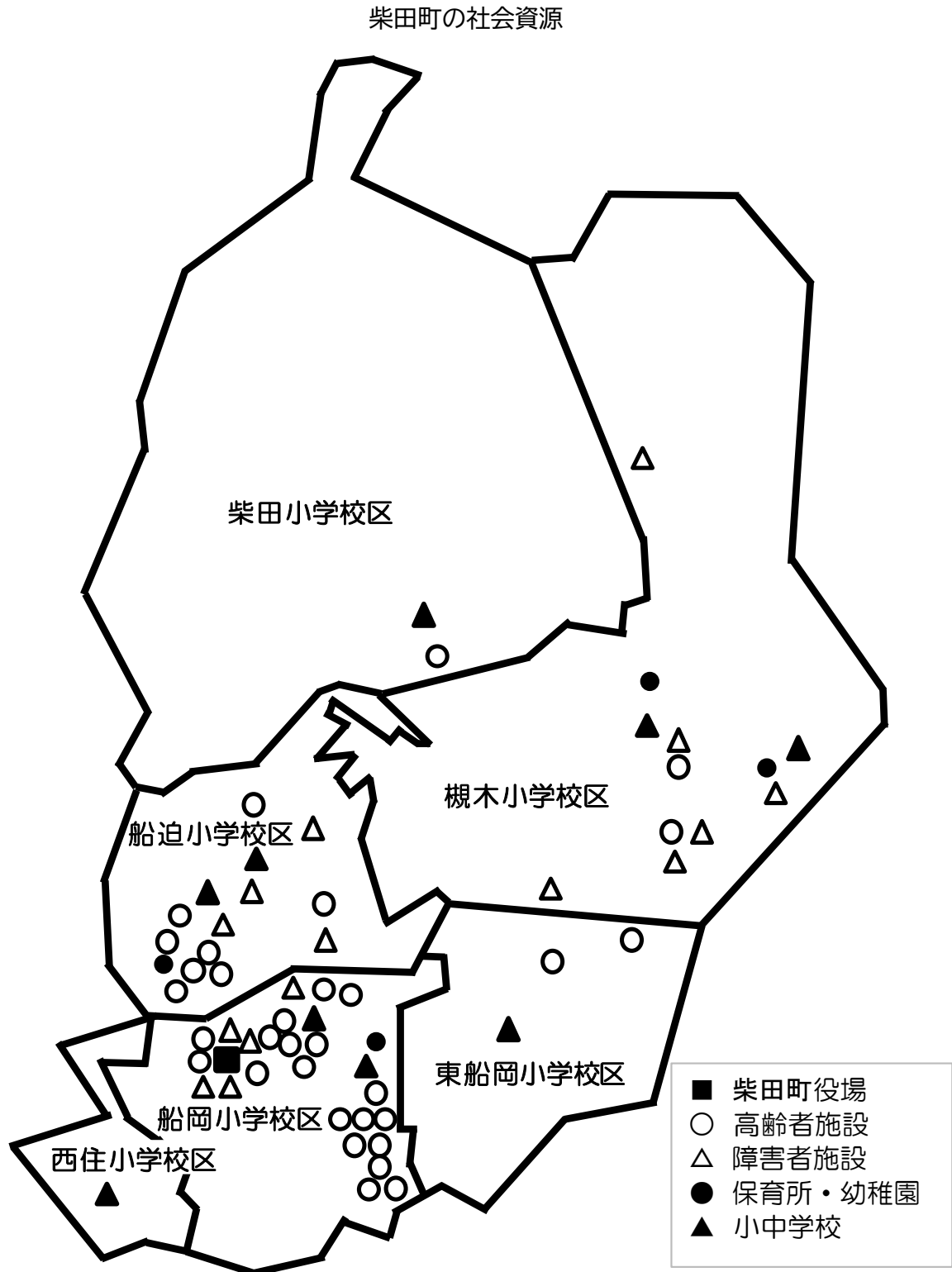
また、地域の支え合い活動や見守り活動、防災・防犯活動といった地域住民の活動を行う範囲としては、細かい単位の地域コミュニティ区域を設定する必要があることから、小・中学校区および活動内容によっては最小単位の行政区を活動拠点の基本として、地域住民同士が協力し合い、主体的に生活課題の解決の取り組みが可能な範囲である『住民に身近な圏域』を地域福祉活動圏域とします。

さらに、住民が効果的な地域福祉活動を展開することができるよう、社会福祉協議会やボランティア・NPO団体、各支援センターが協働で地域福祉活動圏域の取り組みを支援する体制づくりを推進するとともに、地域福祉活動圏域で解決が困難な事例を行政等の各関係機関へつなぐ役割を担う、中核的機能体制の整備に取り組みます。



6 地域と社会資源

町内の福祉関連の施設、事業所は、町の南部、柴田町役場のある船岡小学校区を中心に高齢者施設、障害者施設が分布しています。



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標

1

ともにつながる人材づくり

(1) 福祉教育の充実

施策の方向性

- 子どもの頃から福祉への関心と理解を高め、福祉のこころを育むため、家庭や地域、学校における福祉教育や人権教育、ボランティア学習の推進を図ります。
- 生涯学習に関する情報提供や各種講座、イベント等の生涯学習事業を通して、福祉意識の醸成や福祉活動への参加を促進します。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①福祉教育・体験学習の推進	地域での住民同士の支え合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げ、地域における人と人とのつながりを広げていくため、学校、地域において気づきや福祉への関わりを考えるきっかけとなる福祉教育や体験学習を推進します。	福祉課 教育総務課

注) 52 ページ以降の「住民・地域での取り組み」の「地域（民間団体および事業者）が取り組みます」の ◇ は、特に社会福祉協議会や関連する各団体が取り組むもの。

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 福祉に関する勉強会や交流会、地域活動に積極的に参加し、地域福祉や人権への理解を深めます。
- ◆ 各種講座等の生涯学習の場に積極的に参加します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 生涯学習や体験学習に関する情報発信やPR活動を行います。
- ◆ 行政等が開催する福祉に関する勉強会や交流会等に参加しやすいような働きかけを行います。
- ◆ 学習や交流の場の提供、ボランティアの受け入れを行います。
- ◆ 地域の中で活動する団体や行政等と積極的に連携を図り、福祉教育の充実を目指します。
- ◇ 福祉の理解を深める情報について、さまざまな手段で発信します。
- ◇ 学校や地域での福祉教育、ボランティア活動の普及・啓発を行います。
- ◇ いこいの日やサロン、福祉に関する勉強会、交流会等、住民が地域福祉を身近に感じられる機会や学ぶ機会を設けます。
- ◇ 参加しやすいような働きかけや環境の整備、関心や興味が湧くような活動内容の工夫等を行います。
- ◇ シニア世代等を対象に、研修会の開催や生涯学習活動への参加を啓発します。

注) 地域(民間団体および事業者): 町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体、民生委員・児童委員、サービス事業者、社会福祉協議会

(2) 福祉に対する意識の醸成

施策の方向性

- 多くの町民が福祉に関心を持ち、お互いを思いやり、理解することで、ともに暮らす地域住民として、お互いに支え合う土壌や活動のきっかけづくりを行い、福祉に対する意識の醸成を図ります。
- 障がいや認知症に対する理解等、身近にある福祉への理解を深めます。
- 誰もがその人らしくいきいきと暮らせるよう、生きがいつくりや社会参加の場、就労がしやすい環境の創出に努めます。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①福祉に対する意識の醸成	<p>地域福祉に関する情報の広報・啓発を通じて、地域での支え合いや助け合いの大切さについて理解を深めます。</p> <p>また、社会福祉協議会などと連携し、福祉を題材とした講演会等を開催することで、福祉への理解の促進を図ります。</p>	福祉課
②障がいに対する理解の推進	<p>障がいのある人がスムーズに地域社会へ移行し、自立した生活を営むために、障害者週間事業や多世代間の交流を通じた理解の促進等を行い、障がいに対する理解を深め、誰もが役割を持ち、主体的に活動できる地域づくりを進めます。</p>	福祉課
③認知症に対する理解の推進	<p>町民に向けて認知症サポーター養成講座や認知症カフェを開催するなど、町民への認知症に関する情報提供を図り、認知症への正しい理解を深めていきます。</p> <p>実施にあたっては、認知症に関する事業や支援の必要性が町民や関係機関に十分認識され機能するよう、検討を進めます。</p>	福祉課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 地域活動やイベント、福祉活動に積極的に参加します。
- ◆ 高齢者や障がい者等、支援を必要としている人に対する理解を深めます。
- ◆ 「認知症サポーター養成講座」に参加し、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の方を理解するとともに、地域の認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けに協力します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域活動や体験の場、交流の場の情報提供を積極的に発信、参加を促し、地域住民の福祉への関心を高めます。
- ◆ 子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加できるような活動や交流づくりに取り組み、福祉に触れ合う機会や福祉を学ぶ機会を提供します。
- ◆ 行政や活動団体等が行うボランティア体験等へ協力します。
- ◇ 地域住民を対象に、地域福祉に関する講演や研修等、地域福祉を学ぶ機会を設け、地域での助け合い、支え合いの意識を育みます。
- ◇ 地域イベントの体験や福祉活動等を通じて、障がい、認知症等、支援が必要な方への理解のための取り組みや福祉の重要性の啓発を行います。
- ◇ 福祉に対する理解が深まる魅力ある内容の地域活動や機会づくりに取り組みます。
- ◇ 地域の活動団体同士、福祉のところが地域で共有されているか話し合い、地域福祉に対する意識向上に取り組みます。

(3) 地域を担う人材の育成

施策の方向性

- 町においても、福祉関連の専門性のある人材確保、育成を推進します。
- サービス提供事業所において福祉人材の確保、育成、定着につながる取り組みを支援し、質の高いサービスの提供に努めます。
- 民生委員・児童委員をはじめ、町の保健福祉活動を支える福祉人材の育成に努めます。
- 住民一人ひとりが自助、共助し合いながら地域福祉を推進するため、リーダー講座や修了生へのフォローアップ等の研修を通じて、地域福祉を推進する人材の発掘・育成を推進します。
- ボランティア等の地域活動団体で幅広く活躍するリーダーや福祉人材の育成のための活動や地域組織化機能が発揮できるよう支援し、地域活動の充実を推進します。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①民生委員・児童委員の活動促進	<p>地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員・児童委員を適正に配置するとともに、民生委員児童委員協議会への活動支援を通じて、人材の育成を図ります。</p> <p>また、広報や乳幼児健診時に活動内容を紹介するチラシを配布するなど、さまざまな機会を通じて民生委員・児童委員の活動への理解を促すほか、地域の関係者と連携し、支援の必要な対象者の早期発見や相談につながる関係づくりに努めます。</p>	福祉課
②保健福祉活動を支える人材育成	<p>食生活改善推進員、健康しばたサポーター、認知症サポーター等、町の保健福祉活動を支える人材の育成に向けた研修を行うなど、継続した活動を支援します。</p>	福祉課 健康推進課

施策名	施策概要	担当課
③施設・事業者等の人材育成支援	県や関係機関と連携しながら、資格取得の支援や処遇改善、離職防止等に向けた取り組みを推進するとともに、町内サービス提供事業所等の要請に応じて、福祉に携わる人材の実習や研修を受け入れるなど、将来にわたる福祉人材の確保につなげます。	福祉課
④仕事と子育て、介護の両立に向けた取り組みの推進	働きたい人材が育児や介護による離職に陥ることのないよう、町内事業所において、働きやすい職場づくり、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発に取り組みます。	福祉課 子ども家庭課
⑤地域活動の情報発信・担い手育成	広報やボランティアセンター等を通じて身近な地域での活動やボランティア等の活動情報を発信し、地域の活動情報を周知するとともに、性別や年齢を問わず、気軽に参加して継続できる地域福祉活動や体験・学習機会の充実を図り、担い手を育成します。	福祉課 生涯学習課
⑥重層的支援体制整備に向けた人材確保	本計画期間中に重層的支援体制整備に向けた検討を進めます。そのため専門的な担当者の配置が必要となります。育成、採用含め計画的な手配に取り組みます。	福祉課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加します。
- ◆ あいさつや見守り活動等、できることから参加し、近所の方と日常的に支え合い・助け合える関係を築きます。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域活動を周知するとともに、積極的な参加を呼びかけます。
- ◆ 団体間、行政等と連携し、地域活動に関する情報提供を行います。
- ◆ 勉強会、交流会等を通じて、住民の福祉に関する知識を高めます。
- ◆ 地域の中で活動する団体や行政等と積極的に連携を図り、人材育成の充実を目指します。
- ◇ 地域住民の力で自らの地域を守る意識付けを図ります。
- ◇ 勉強会や研修会を実施し、地域でリーダーとなる人材や講師、啓発の担い手を養成します。

(4) ボランティアやNPO活動等への支援

施策の方向性

- 誰もが参加しやすい活動を通じて、お互いが支え手（担い手）・受け手となる顔の見える関係を構築し、地域での支え合う力を高めます。
- 行政の制度が十分に行き届いていない支援が必要な方へもサポートできるよう、社会福祉協議会やボランティア・NPO等の地域で活動する団体との連携を強化し、複雑化・複合化した生活課題の解決に向け、幅広く支援を提供できる公私協働の体制づくりを推進します。
- 地域で活発に活動できるよう、新たな取り組みやコーディネート機能への支援を図るとともに、団体の新規参入のための支援を行い、地域活動団体の活性化を推進します。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①地域福祉活動への参加促進	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉やボランティア等の活動に関する情報を広く提供し、活動の担い手の積極的な参加を促進します。	福祉課
②福祉団体等への活動支援	社会福祉協議会やボランティア団体が相互に連携を図り、さまざまな活動団体が交流できるよう支援するとともに、ネットワーク機能の整備を促進します。 また、団体間で相互交流や活動についての課題を共有する機会やボランティア養成講座の開催を通じて、活動の活性化につながるよう支援します。	福祉課
③障害者団体への活動支援	障がいのある人の自立や社会参加を促進する組織として、手帳交付時等の機会を通じて加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援します。	福祉課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 自分にできる身近な地域活動に参加します。
- ◆ 町内会や自治会、老人クラブ等の地域活動に積極的に参加します。
- ◆ 活動団体等が行うイベント等へ積極的に参加します。
- ◆ 関心のある地域活動、ボランティア活動の情報収集を行います。
- ◆ 福祉に関する勉強会や研修会、ボランティア育成講座に参加します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 交流の場や活動内容等の情報提供を行います。
- ◆ きっかけづくりや体験の場を提供し、住民が気軽に参加できる環境をつくります。
- ◆ ボランティアや地域活動団体等との交流を積極的に図ります。
- ◇ ボランティア育成講座や研修会の充実を図り、次世代のリーダー育成、地域活動の担い手を育成します。
- ◇ 地域活動団体等との交流や活動支援を行い、団体間のネットワークづくりを推進します。
- ◇ 学校等と連携し、小学生、中学生、高校生等のボランティア体験、活動参加の機会づくりを支援します。
- ◇ ボランティアコーディネーターを配置し、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化を図ります。
- ◇ 団体への加入や募金の啓発を図ります。

基本目標
2

みんなで支え合う
地域づくり

(1) 交流の場の充実

施策の方向性

- 地域における福祉の活動拠点として、誰もが気軽に集える場所や交流機会を創出し、社会参加や地域との関わりを増やします。
- あいさつや声かけ、地域行事等を通じて、身近な地域での関わりや集う機会をつくれます。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①あいさつ・声かけ運動の推進	家庭内や隣近所等の身近なところからあいさつや声かけを行い、地域内での子ども、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がいのある人等の見守り等を行うなど、地域全体で支える取り組みを推進します。	福祉課 子ども家庭課 まちづくり政策課 教育総務課
②通いの場等の活動支援	地域づくりの拠点を設け、支え合いによる持続可能な地域づくりを実現するために、高齢者や子育て世代等、誰もが気軽に集える場所を目指し、社会参加や地域でのつながりづくりを充実させます。 また、町なかに誰でも利用できる居場所を整備し、居場所づくりを推進します。	福祉課 子ども家庭課 まちづくり政策課

施策名	施策概要	担当課
③地域子育て支援拠点事業等の推進	<p>子育て中の親が自由に集い、交流できる場として、子育て支援センターにおける育児サークル等の活動を支援するとともに、育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、保護者同士の交流や子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。</p> <p>また、保育園入所前の幼児と子育て家庭の保護者が集い、遊びや学習を介して交流できる機会の充実を図ります。</p>	子ども家庭課
④地域で子育てを支える支援の強化	<p>子どもを育む育児サークルや子育て支援センター事業をはじめ、地域で多様な活動への参画を促し、地域ぐるみで子育てを支援する機運を醸成します。</p> <p>また、子ども会活動など、行事や地域活動等を介した子どもとの世代間交流の促進を支援します。</p>	子ども家庭課 生涯学習課
⑤子どもの居場所づくりの充実	<p>放課後の子ども達の安全安心な居場所として放課後児童健全育成事業をはじめ、多様な体験学習機会等を実施し、子ども達が地域社会の中で、健やかに育まれる環境づくりを推進します。</p> <p>また、障がいのある子どもが放課後や長期休業中において安心して過ごすことができるよう、放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の周知・拡大に努めます。</p>	福祉課 子ども家庭課 教育総務課 生涯学習課
⑥高齢者の生きがいづくり	<p>高齢者の能力や技術、経験を活かし、生きがいづくりと社会参加を促進します。</p> <p>また、出前講座および地域介護予防活動支援事業の実施等により、高齢者の生きがいと健康づくりと介護予防を目的とした健康体操およびレクリエーション活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。</p> <p>そのほか、老人クラブに対する活動支援を行うとともに、広く高齢者の加入を促します。</p>	福祉課

施策名	施策概要	担当課
⑦世代間交流の促進	<p>社会的孤立、ひきこもり等を防ぐため、通いの場やいきいき交流会、地域行事等を通じて世代間交流や地域における交流を促進します。</p> <p>また、幅広い世代の交流の場となるよう、社会教育の方針と目標に沿って、生涯学習を推進します。</p>	<p>福祉課 まちづくり政策課 生涯学習課</p>

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 自治会・町内会等に参加し、身近な地域での活動へ積極的に参加します。
- ◆ 隣近所と声をかけ合い、地域活動や地域イベントと一緒に参加します。
- ◆ 障がいがある人、高齢の人等の交通手段の問題等、地域活動に参加しにくい人に対して支援を行い、活動への参加を促します。
- ◆ これまでの経験や知識を活かせる場や関心のあるサークル・趣味の場を探し、参加します。
- ◆ 地域福祉活動に関心を持ち、学校等の世代間交流、ボランティア活動に協力し、幅広いつながりをつくります。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 民生委員・児童委員等による日常的な見守り活動を行います。
- ◆ 気軽に集い、楽しく参加できる行事を開催します。
- ◆ 地域活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信します。
- ◆ 地域の集まりやサロン活動等ができる場をつくります。
- ◇ 情報交換や学び合いができる場を企画します。
- ◇ 既存イベントの見直し、地域のニーズに合った研修会の企画等を随時行います。
- ◇ 地域での新たな取り組みの支援や、関係者の組織化を目指した行事や講座を企画します。

(2) 地域ネットワークの連携強化

施策の方向性

- 一つ一つの困りごとは制度の対象にならなくても、それらが複合化して、生きづらさにつながっているような課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等や行政機関が問題を共有し、連携して支援を行う等、総合的に対応できるネットワークを構築します。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①多機関連携による課題解決体制の構築	官民による多機関の連携体制を構築し、高齢、障がい、児童、生活困窮者等の分野別の相談体制では対応が困難な、課題が複雑化・複合化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースなどを確実に相談や支援につなげます。	福祉課 子ども家庭課 健康推進課
②保健・医療・福祉の連携	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図ります。 また、医師会やケアマネ連絡会において情報交換を行い、多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する体制づくりに取り組みます。	福祉課 子ども家庭課 健康推進課
③地域包括支援センターの機能強化	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアネットワーク連絡会を設置し、総合相談窓口を担う地域包括支援センターの機能を強化に取り組みます。	福祉課

施策名	施策概要	担当課
④地域自立支援協議会の機能強化	障がい者の各相談機関に寄せられる相談内容や今後地域で求められる取り組み等について、必要な情報の提供や共有を行い、困難な事例についての課題解決に取り組むほか、地域生活支援拠点等の整備、精神障がいにも対応した連携体制を進めます。	福祉課
⑤不登校児童生徒やいじめ問題等への対応	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携により、不登校児童生徒への対応やいじめ問題等、配慮が必要な要保護児童の諸問題に取り組む、児童生徒および保護者へのきめ細やかな支援を行います。	教育総務課 子ども家庭課
⑥制度の狭間にある対象者への対応	制度の狭間にあってサービスが受けられない人や複雑化・複合化した福祉課題に悩む人への支援につながるよう、制度や実施主体の垣根に捉われないサービスの総合化に向けた検討を進めます。	福祉課 子ども家庭課 健康推進課
⑦地域でできる支援の検討	地域座談会等の開催を通じて、地域で町民同士が話し合い、地域の福祉課題を共有する機会を設け、福祉課題の把握に努めます。	福祉課
⑧地域福祉ネットワークの構築	<p>地域において支援の必要な方への通いの場や見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での小地域福祉活動の充実に努め、関係団体や町民同士の連携を強化します。</p> <p>また、活動等を通じて把握した、さまざまな課題や新たなニーズに対応した生活支援についての検討や、地域で課題を解決する仕組みづくりを目指します。</p>	福祉課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 隣近所と声をかけ合い、地域活動や地域イベントと一緒に参加します。
- ◆ 自治会・町内会等に参加し、身近な地域での活動へ積極的に参加します。
- ◆ 自分の地域の民生委員・児童委員を知り、身近な相談相手として相談します。
- ◆ 社会福祉協議会やボランティア・NPO等、地域で活動する団体について関心を持ち、活動内容を調べます。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 民生委員・児童委員等と連携し、日常的な見守り活動を行います。
- ◆ いこいの日や地域のイベント等、高齢者の閉じこもり防止や地域交流・仲間づくりの取り組みの充実を図り、地域間交流を深めます。
- ◆ 連携会議等に参加し、関係機関・団体との情報共有を図り、地域ネットワークの強化を行います。
- ◇ 活動や出会いのきっかけとなる場の情報を入手しやすくし、興味が湧く内容等を考慮した上で地域に発信します。

(3) 地域づくりの推進

施策の方向性

- さまざまな課題をかかえる方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉、保健、医療も含めた庁内の関係課との横断的な連携を行い、全庁内的な体制の整備を図るとともに、防犯・防災、交通、多文化共生等の福祉分野以外との分野を超えた連携体制を推進し、包括的な支援体制づくりに取り組みます。
- 住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の地域住民と行政機関がともに地域の生活課題の把握・解決を目指し、地域を拠点とする体制づくりに取り組みます。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①住民自治活動への支援	町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域づくり活動事業および町民自らの創意と工夫により特色ある地域をつくるための活動事業に対し補助金を交付するなど、活動が円滑に運営できるよう支援します。	まちづくり政策課
②町民協働によるまちづくりの推進	NPO 法人や企業等の多様な主体とさまざまな地域活動を結びつける仕組みづくりを行うことで、町民だけでなく、多様な主体による地域活動への参画を推進します。	まちづくり政策課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 住民主体の健康づくりや地域交流サロン等へ参加します。
- ◆ 地域の生活課題について話し合う場に参加します。
- ◆ 地域包括支援センターの役割を理解し、効果的に活用します。
- ◆ 公民館や社会福祉協議会、まちづくり推進センター「ゆる．ぷら」等、地域福祉の拠点として積極的に活用します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 関係機関や活動団体との意見交換、話し合いの場に積極的に参加します。
- ◆ 関係機関との連携を強化し、情報共有やきめ細かな支援活動につなげます。
- ◆ 地域の資源であることを認識し、活動団体や行政等と連携しながら地域との関わりを深めます。
- ◇ 地域の生活課題について話し合う場の設定や参加への働きかけを行います。
- ◇ 住民主体サービスとしての活動を行います。
- ◇ 活動団体や事業所、行政等と情報交換や連携を進め、地域課題を把握し課題の解決に努めます。

基本目標

3

安全安心に暮らせる しくみづくり

(1) 包括的な相談体制の充実

施策の方向性

- 福祉サービスの利用についての情報提供を行うとともに、相談窓口や相談機関の周知に努めます。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会や地域包括支援センター、福祉行政部門の連携を強化し、支援が必要な方や地域の生活課題の早期把握に努めるとともに、さまざまな相談に対応可能な総合的な相談体制の整備を目指します。
- 高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者、社会的孤立者等が抱える複合的な相談に身近な地域で対応できるよう、各分野とのネットワークによる横断的かつ包括的な相談支援体制を推進します。
- 重層的な支援体制の構築を目指し、準備事業の検討および本事業への移行も視野に体制整備を進めていきます。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①相談窓口の周知および連携体制の強化	<p>地域住民等が相談窓口気軽に相談できるよう、各種相談窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野を横断する課題についても各窓口の連携によって、支援を必要とする人への支援につながる情報提供や相談体制づくりに努めます。</p> <p>また、施設や事業所等が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会資源と地域の連携を図ります。</p>	福祉課 子ども家庭課 健康推進課

施策名	施策概要	担当課
②相談員の資質の向上	民生委員・児童委員や各種専門相談員等、町民への相談活動を行う人が、相談内容について適切な対応や情報提供ができるよう、知識、技術等の習得を支援します。	福祉課 子ども家庭課
③包括的な支援体制の構築	総合窓口をはじめ、各相談窓口を通じて介護保険や認知症、家族介護、虐待や成年後見、近隣トラブル等、多様化する生活や福祉にかかる複合的な相談内容に応じながら、他課とも連携で対応していき、横断的な支援を行います。 本計画期間中に庁内において、重層的支援体制整備に向けた検討を進め、2026年以降の事業実施を計画します。	福祉課 子ども家庭課 健康推進課
④命を守る取り組み（自殺対策）の推進	命の危機に陥った場合に、誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるよう啓発や相談窓口の周知等を行い、関係機関と連携して対応します。 また、家族や仲間の悩みに気づき、適切な対応をとることのできる人材（ゲートキーパー）の育成を行い、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進を図ります。	健康推進課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 困りごとを一人で抱え込まず、身近な人や近くの相談機関に相談します。
- ◆ 家族や近所で困っている方の相談にのったり、相談先を教えてあげたり、相談機関につなげます。
- ◆ 日頃より、困った時に相談できる人や相談窓口、相談機関を確認しておきます。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域で困りごとを抱える人を把握し、相談にのったり、地域で解決できない課題については関係機関の相談窓口につなげます。
- ◆ 相談窓口や体制について情報発信し、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを行い、身近な相談体制の仕組みづくりを行います。
- ◆ 地域の活動団体との連携を強化し、情報の共有を図ります。

(2) 支援を必要とする人への体制整備

施策の方向性

- 支援を必要とする人が適切なサービスや支援を利用し、自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 高齢者や障がい者、子育て家庭等の全てに共通して求められる、引きこもりやサービス利用拒否者等の既存制度に位置付けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題への対応、自殺対策、犯罪をした者の社会復帰のための支援を地域福祉の施策と一体的に推進します。
- 町民の抱えるさまざまな困りごとを発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①生活支援体制の整備	高齢者の生活を支える視点に主眼を置き、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携等、多様な主体による重層的なサービス提供体制づくり、新たな支え合いの創出に努めます。	福祉課
②地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人が自らの生活の在り方を決めることができるよう、個々の状況や必要に応じて自立生活に必要な障害福祉サービス提供ができる基盤を整備します。 また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援に求められる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制の5つの機能に対応する地域生活支援拠点等の整備を進めます。	福祉課

施策名	施策概要	担当課
③子育て支援・保育サービスの充実	多様な子育て支援ニーズへの対応や、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向け、保育サービスの充実を図り、男女共同による子育てを推進します。	子ども家庭課
④生活困窮者への支援	<p>生活保護制度に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて自立を促進します。</p> <p>また、関係機関との連携のもと、生活困窮者の実態把握に努め、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や生活支援、就労による経済的自立を支援します。</p> <p>そのほか、フードバンクにより、一次的な困窮世帯に対し食糧支援を行います。</p>	福祉課
⑤就労機会の創出	高齢者や障がいのある人などの困難を抱えた方が働ける環境整備や働く場の確保につながるよう、ハローワークやシルバー人材センター、就労支援事業所等、関係機関と連携しながら、相談支援や情報提供を行い、就労支援を行います。	福祉課
⑥再犯防止への取り組み	町民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる町民理解の促進を図ることで、「誰一人取り残さない」安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。	福祉課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 日頃から一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、子育て世帯等へ声かけを行い、顔の見える関係をつくります。
- ◆ 積極的に見守り活動に参加・協力します。
- ◆ 地域で困っている方や相談が困難な方を見かけたら、民生委員・児童委員や行政等に連絡します。
- ◆ 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を正しく理解して利用します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域の見守り等の活動により生活に困っている人等を発見した場合、相談にのったり、自立相談支援窓口等の専門機関へとつなげます。
- ◆ 活動団体、学校、行政等の福祉関係機関との連携や支援に関する情報共有を行い、支援が必要な方の早期発見・対応に努めます。
- ◇ 生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業等の情報提供や、関係者と協力し自立のための支援の充実や相談体制の充実を図ります。

(3) 権利擁護の推進

施策の方向性

- 虐待を受けた方や判断能力が十分ではない方等の早期発見および迅速な問題解決のため、地域の見守り体制の強化や関係機関との連携強化を図り、地域連携ネットワーク体制の整備を図るとともに、虐待の予防対策や虐待を行った保護者等がかかえている課題にも着目した支援についても一体的に推進します。
- そうした方が地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援体制や権利や財産を守るための成年後見制度、福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業等の制度・サービスの周知を図るとともに、住民の理解促進と適切な利用の促進に努め、住民の権利を擁護する支援体制を推進します。
- 成年後見制度利用促進基本計画における中核的な機関については、2024年の整備に向けて、さらなる地域連携ネットワークの強化を目指します。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①権利擁護に関する制度の周知と利用促進	判断能力が十分でない方を守る成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。	福祉課
②人権相談・人権教育の推進	町民の人権意識を高め、いじめや虐待、差別や偏見など、あらゆる人権問題の解消、お互いを認め合う意識の醸成に向けて、人権教育や意識啓発等に取り組みます。 また、人権相談を通じて、人権に関する課題の把握、解決に努め、取り組みを通じて地域共生社会の実現、地域福祉の推進につなげます。	福祉課 町民環境課

施策名	施策概要	担当課
<p>③虐待・ドメスティックバイオレンス(DV)の早期発見・早期対応</p>	<p>地域において高齢者、障がいのある人、子ども等に対する虐待、配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力(DV)を防止するとともに、その早期発見や問題解決を図るために、啓発の強化や地域の見守り活動等を推進します。</p> <p>また、虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や町民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。</p>	<p>福祉課 子ども家庭課 健康推進課</p>
<p>④高齢者・子ども・障がいのある人の虐待防止ネットワークの強化</p>	<p>関係者および地域とのネットワークを強化し、虐待の早期発見に努め、防止に向けた取り組みを推進するとともに、虐待を受けた高齢者や子ども、障がいのある人への保護並びに養護者に対する適切な支援を行います。</p> <p>また、対象者やその家庭に重層的に課題が存在している場合等の困難事例を把握した場合は、関係機関や地域が一体となり、必要な支援を行います。</p>	<p>福祉課 子ども家庭課 健康推進課</p>

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 隣近所で虐待等の疑いや異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政等の専門機関に連絡します。
- ◆ 虐待、認知症、権利擁護等の講座や学習会に積極的に参加し、理解を深めます。
- ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解し、必要に応じて利用します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 地域で虐待等の疑いや異変に気づいたら、行政等の専門機関に連絡します。
- ◆ 虐待や成年後見制度、権利擁護に関する周知・啓発を図り、事業所や家庭内における虐待防止に努めます。
- ◆ 民生委員・児童委員や学校関係者等の関係機関との連携体制を強化し、情報共有を図ります。
- ◇ 地域の見守り活動への住民の参加を促進します。
- ◇ 虐待、認知症、権利擁護等についての講座や研修会を実施し、正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。
- ◇ 認知症や障がい(知的・精神)等の判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス利用に関する相談・助言、それにともなう日常的な範囲の金銭管理や生活変化の見守りを行う、日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の推進に取り組みます。

基本目標

4

地域を支える 基盤づくり

(1) 福祉サービスの利用促進

施策の方向性

- 支援を必要とする地域住民が適切かつ円滑にサービスを利用できるよう、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等、それぞれの取り組みは分野計画ごとで推進しますが、本計画とこれらの分野との連携を強化し、横断的な福祉サービス等を展開します。
- 利用したい方が適切にサービスを選択し、必要なサービスを利用できるよう、サービス提供事業所へ事業所情報やサービス内容、苦情への対応、評価等の情報開示を働きかけ、サービスの水準や質の向上を図るとともに、関係機関と連携し事業者の指導・監督等を行い、サービス事業所および従事者の従事者の資質の向上に取り組みます。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①サービスの質の向上	<p>利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導やケアマネジャーに対する指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>また、地域や福祉団体、サービス提供事業所と連携しながら、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。</p>	福祉課
②福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討	<p>町民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者やさまざまな相談支援を通じて、支援を必要とする人の要望に答えるよう努めます。</p>	福祉課

施策名	施策概要	担当課
③ サービスや支援の必要な対象者の把握	<p>身近な地域での福祉活動や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、各種相談や調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握します。</p> <p>また、見守り・相談・支援等の重層的な支援のネットワークを通じて、避難支援の必要な人等、サービス以外にもさまざまな困難を抱えている対象者の発見、把握に努めます。</p>	<p>福祉課 子ども家庭課 健康推進課</p>

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 広報紙やホームページ等を活用し、制度やサービスの情報を入手します。
- ◆ 制度やサービスについての説明会や勉強会に参加し、サービスの正しい利用方法や仕組みを学びます。
- ◆ サービス利用の際は、事業者から不明点等の話を十分に聞き、事業者の選択は慎重に行います。
- ◆ サービス利用時の要望・苦情は、事業者へ話して解決しない場合、行政や専門機関に相談します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 提供サービスの情報を利用者や家族等にわかりやすく伝えます。
- ◆ 利用者がサービスを選択するために必要な情報を公開します。
- ◆ 利用者ニーズや満足度の把握や従事者への研修会等、質の高いサービスを十分に提供できるよう取り組みます。

(2) 情報提供の充実

施策の方向性

- 高齢者や障がい者、子育て世代をはじめとする支援が必要な方に配慮した、多様な方法による情報提供に努めます。
- 年代や対象者ごとに、わかりやすい内容や見やすさ等に配慮し、効果的に情報が得られるよう工夫を図ります。
- 住民の地域福祉に対する意識向上のため、関係機関と連携し、地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①情報提供体制の充実	<p>希望する情報の内容や情報を得る手段は、町民によって異なることを踏まえ、広報、ホームページ、各種パンフレット等、多様な媒体を活用し、保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関するさまざまな情報が多くの町民にわかりやすく、適切な手段で入手できるよう配慮します。</p> <p>また、デジタル技術を活用した情報発信の導入について検討します。</p>	まちづくり政策課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 広報紙や回覧板等、さまざまな媒体により、福祉に関する情報を収集します。
- ◆ 不明点や知りたい情報があれば、行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス事業者等に聞いてみます。
- ◆ 行政や社会福祉協議会等の情報内容や提供体制等について、気づいた点があれば意見を伝えます。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 回覧板やインターネット、ホームページ等の広報活動等を通じ、地域の活動情報やイベント、福祉サービス等についての情報を積極的に発信します。
- ◆ 多様な媒体を積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
- ◇ 個人情報に配慮しつつ、地域での情報共有を進めます。

(3) 環境づくりの推進

施策の方向性

- 高齢者や障がい者、子どもをはじめとする住民全てが安全に外出できるよう、道路や歩道、公共施設、交通機関等、関係機関と連携し、生活環境のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者や障がい者が、慣れ親しんだ住宅に住み続けられるよう、手すりの取り付けや段差解消等、身体状況に応じた住宅改修のための一部助成や助成制度の普及啓発を図ります。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①暮らしやすい住まいの確保	各種制度の周知および利用促進を図り、住まいの段差解消やリフォームによる住宅改修、福祉機器等、暮らしやすい住環境の整備のほか、グループホーム等の整備について検討します。	福祉課
②「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及促進	困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない町民が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及を図り、思いやりの心を醸成するとともに、地域や町なかでの支え合い、助け合いを促進します。	福祉課
③公共交通、移動支援の検討	既存路線や福祉サービス等を考慮し、公共交通網の利便性向上を図るとともに、デマンド型乗合タクシーや病院通院等タクシー利用助成等により、移動が困難な人を支援します。	福祉課 まちづくり政策課
④交通安全対策の推進	関係機関との連携を図りながら、交通安全教室等を介した交通安全運動を推進します。	まちづくり政策課

施策名	施策概要	担当課
⑤防犯・消費者被害対策の推進	<p>地域における防犯意識を高めるため、広報による啓発に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等の活動を支援します。</p> <p>また、高齢、認知症、障がい等により判断力が不十分な方の消費者被害を防ぐため、見守り等を通じて未然防止、被害等の早期解決に努めます。</p>	まちづくり政策課 町民環境課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 困っている人を見かけた時は、声をかけ手助けします。
- ◆ 施設や道路で、危険や不便を感じたら行政に相談します。
- ◆ 自分の住宅について高齢者や障がい者になった時のことを意識します。
- ◆ 行政や地域が開催するバリアフリーの学習の場に積極的に参加します。
- ◆ 住宅改修の助成等を適切に活用します。
- ◆ 通行の妨げとなる駐車や駐輪はしません。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 住民や地域において、バリアフリーへの要望把握に努めます。
- ◆ 施設や道路で、危険や不便を感じたら行政に相談します。
- ◆ 施設において駐車場・駐輪場の整備を進めます。
- ◆ 施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努めます。
- ◇ 学校や地域での福祉教育を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する考え方や取り組みの啓発を行います。
- ◇ 地域の施設や道路における危険な箇所等の情報共有や行政への情報提供を行います。

(4) 災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進

施策の方向性

- 災害や防災の正しい知識の習得や防災意識の向上のため、防災訓練の実施や参加の促進を図るとともに、何らかの支援が必要な要配慮者や避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難所の確保、福祉サービスの継続と関係機関の連携等、柴田町地域防災計画に基づき、円滑に支援が行われるよう防災支援体制の整備を推進します。
- 地域の中での日常的な見守り体制づくりや防犯パトロールを推進するとともに、行政や警察等が連携し、防犯に対する働きかけを強化し、地域の防犯体制を推進します。

町の取り組み・支援

施策名	施策概要	担当課
①防災意識の向上	<p>避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、パンフレットを活用した町民への啓発、情報提供を実施します。</p> <p>また、防災訓練等を通じて、災害発生時の災害応急活動の問題点を把握し、減災につながる応急活動となるよう、地域主体の自主防災活動や防災訓練に対する支援を行い、地域防災力の向上を図ります。</p>	<p>総務課 教育総務課</p>

施策名	施策概要	担当課
②災害時の避難支援、要配慮者対策の推進	<p>災害時の安否確認のための※要配慮者（避難行動要支援者）への登録等、個人情報情報の保護に配慮しながら、災害時に援助が必要な高齢者の実態把握や情報共有を図り、災害時の支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、災害時に配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の設置や避難所での必要な支援を行います。</p> <p>※要配慮者（避難行動要支援者） 災害対策基本法において、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を避難行動要支援者と言います。</p>	福祉課 総務課

住民・地域での取り組み

住民が取り組みます

- ◆ 日頃から顔が見える関係づくりを進め、避難支援が必要な人を把握します。
- ◆ 防災訓練・避難訓練に積極的に参加します。
- ◆ 見守りや災害ボランティアに登録します。
- ◆ 防災マップ等を活用し、避難場所や避難経路、連絡方法等について確認します。
- ◆ 家庭において、住宅の耐震改修や家具の固定等の安全確保のほか、防災用品や食料等の備蓄に取り組みます。
- ◆ 地域の防犯パトロールに積極的に参加します。
- ◆ 近所で不審者を見かけた場合は、家族や隣近所で情報共有し、警察や行政へ情報提供します。

地域(民間団体および事業者)が取り組みます

- ◆ 日頃から声かけ、見守り活動を行い、避難支援が必要な人を把握します。
- ◆ 防災訓練の実施や住民への防災意識の啓発を図り、自主防災組織の活性化に努めます。
- ◆ 防犯パトロールを行い、子どもや高齢者等への見守り活動を行います。
- ◆ 不審者を見かけた場合は、地域で情報共有し、警察や行政へ情報提供します。
- ◆ 地域で事故が起こりやすい場所等を点検し、警察や行政へ情報提供します。
- ◇ 民生委員・児童委員、活動団体や事業所、学校、行政等との連携強化を図り、地域の防災機能の強化を図ります。
- ◇ 災害ボランティアセンターおよび災害ボランティア等の運営や普及啓発を進めます。

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 多様な協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、行政や事業者が提供するものだけでは不十分で、住民一人ひとりが地域の主役となり、お互いに助け合い、協力し合い、地域が協働で福祉のまちづくりを行うことが不可欠となります。

本計画では、住民一人ひとりの取り組み（自助・互助）、地域社会が協働で行う取り組み（共助）、行政の取り組み（公助）の3つの基本的役割を定めます。

(1)住民の役割(自助・互助)

住民は、一人ひとりが地域福祉に対して関心を持ち、学び、理解を深めていくことが重要で、そのためには、日頃からあいさつや声かけ、地域活動への参加等を通じて、顔の見える関係を築き、支え合い・助け合いのこころを育むことが必要です。

また、地域づくりの担い手として地域活動へ積極的な参画に努め、地域づくりの主役としての役割が期待されています。

さらに、ボランティア等の社会貢献活動や各種募金、福祉団体等への寄付等の助け合い活動に対して理解し、可能な範囲で協力することも大切です。

(2)地域の役割(共助)

《町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体》

地域の活動団体は、組織的に地域福祉を支える基盤となっており、今後はさらに、地域での役割は重要となってきます。

地域の活動団体は、住民に対し地域福祉活動への参加を積極的に促進するとともに、活動団体同士で連携し、地域の生活課題を発見・共有・解決していくことが求められ、地域密着型の活動・支援が期待されています。

《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員は、身近な地域における相談相手のほか、引きこもりや社会的孤立者等の支援を必要とする方の早期発見も期待され、社会福祉協議会や行政等と連携した活動が求められます。

《サービス事業者》

サービス事業者については、サービスの質の確保や従事者の資質の向上、サービス内容の情報提供、利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、専門的な知識や施設等を活かした地域の交流の場や地域福祉の拠点としても期待され、住民や行政と協働で地域福祉活動の活性化に向けた地域参加が求められています。

(2)地域の役割(共助)

≪社会福祉協議会≫

社会福祉協議会は、さまざまな地域活動の実施や参加の促進、福祉サービスの提供、ボランティア育成等、地域における福祉の推進の中心的な位置付けを担うとともに、多様な福祉活動組織との関係性を活かし、町民と地域活動団体、町民とサービス事業者、町民と行政等をつなぐコーディネート役のほか、地域における生活課題を把握し、その課題に対応した事業展開を図ることが期待されています。

(3)行政の役割(公助)

行政は、町内会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会等の地域活動団体やサービス事業者等と連携・協働で地域福祉の推進を図るとともに、住民のニーズを十分に把握しながら、福祉施策の総合的な推進を図る役割を担っています。

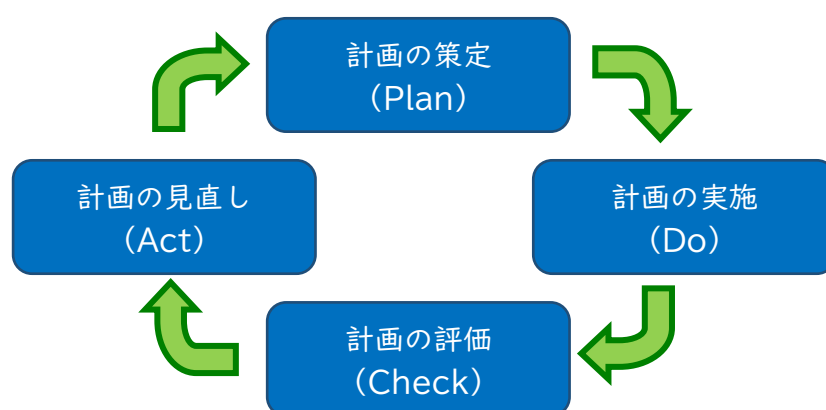
また、庁内関係者のみならず、医療や介護、保健、就労等の関係機関のほか、福祉以外の分野とのネットワークを強化し、さまざまな分野を横断的につなげ、包括的な地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進行管理と評価

本計画を効果的かつ継続的に推進していくため、関連計画の担当課との連携を図りながら、PDCAサイクルの考えに基づき計画全体の進行管理を行い、計画の継続的な見直し・改善を図ります。

本計画の進行管理と評価については、行政や関係団体等により構成する協議の場で必要な事項の評価・見直しを図ります。

【計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



3 計画の普及・啓発

地域福祉の推進のためには、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、住民、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会、サービス事業者等の関係する全ての方の共通理解と連携・協働しながら取り組んでいくことが重要で、本計画の十分な普及・啓発を図ることが必要です。

広報紙やホームページをはじめ、講座や公共施設等への設置等、さまざまな媒体や機会を活用し、地域に広く計画の周知を図ります。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づき、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策の段階的・計画的な推進に取り組むために策定するもので、国の基本計画で掲げた基本的な考え方にに基づき施策を推進していきます。

【国の基本的な考え方】

- ①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ②自己決定権の尊重(意思決定の重視と自発的意思の尊重)
- ③財産管理のみならず、身上保護も重視

具体的な取り組みに関しては、柴田町地域福祉計画で取り組む一事業として、他の事業と一体的に進めます。

2 施策の展開

(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

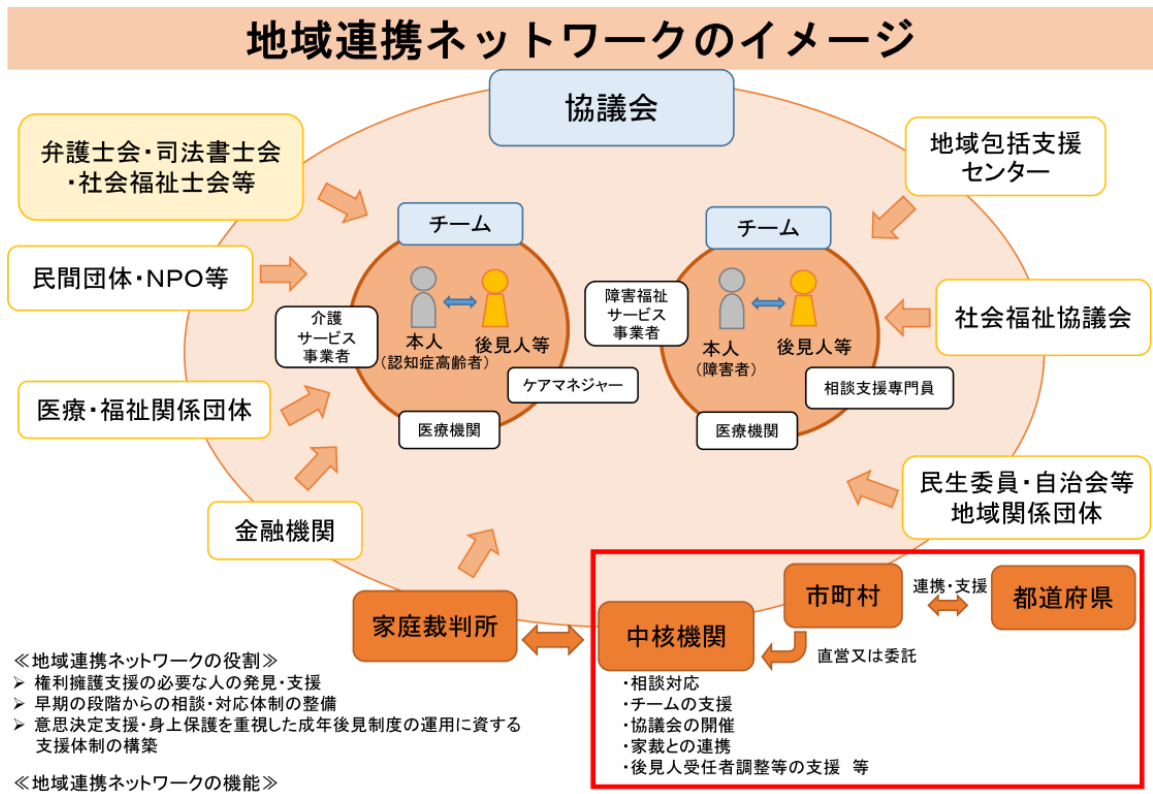
さらに、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、福祉関係者と後見人等の「チーム」で本人を支える体制や福祉・法律の専門職団体が連携し個別のチームを支える「協議会」等の体制の整備について協議します。

【地域連携ネットワークの3つの役割】

- ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- イ) 早期の段階からの相談・対応の整備
- ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した貢献活動を支援する体制の構築

(2)中核的な機関の設置

国の基本計画では、各地域における地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するためには、その中核となる機関が必要で、市町村の設置が望ましいとし、地域の状況に応じて柔軟な実施が期待されています。具体的機能については、広報機能、相談機能、利用促進(マッチング)機能、後見人支援機能、不正防止効果を担う機能としています。中核を担うことが適当な機関への委託検討や複数市町村による広域型の設置等、各関係機関と協議の上、ネットワーク体制の構築を目指します。



資料：内閣府「成年後見制度利用促進

(3)成年後見制度の利用促進と広報体制の整備

判断能力が不十分な方が適切に制度を活用できるよう、支援につなげることの重要性や制度活用の有効性等について、住民や企業等への周知啓発を図るとともに、利用者にとって分かりやすい仕組みづくりに努めていきます。

また、制度の広報にあたっては、相談支援事業所や福祉サービス事業者等と連携しながらパンフレットの作成・配布を行い、利用促進を図るための研修会の実施を検討する等、制度の周知と利用の促進の強化を効果的に進めます。

さらに、成年後見制度を適切に利用できる環境を整備し、不正防止の徹底と利用のしやすさの調和に努めるとともに、法人後見や市民後見人制度導入や養成についても関係機関と協議し、後見人の担い手育成について検討を進めます。

事業名	内容
成年後見制度 利用支援事業	低所得の高齢者や障がい者に係る申し立てに要する費用の助成や成年後見人等の報酬助成を行います。
相談支援事業・ 権利擁護事業	高齢者や障がい者への総合的・専門的な相談支援、成年後見制度の利用促進やサービス等の情報提供、相談支援事業者への指導、人材育成、各相談機関や関係機関との連携による心身等の実態把握等

資料編

資料編

1 柴田町地域福祉計画策定委員会設置要綱

柴田町告示第98号

柴田町地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年10月4日

柴田町長 滝口 茂

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、柴田町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会地区支部の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 社会福祉事業を行う者
- (5) 行政関係者
- (6) その他必要と認められた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から計画作成終了日までとする。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 第3条に定める委員が会議に出席した場合は、報償費を支給する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月6日から施行する。

2 柴田町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	所属	役職	分野	要綱 第3条 関係
1	森 明人 (委員長)	学校法人梅檀学園 東北福祉大学総合マネジメント学部	准教授	学識経験者	(1)
2	武藤 哲哉	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 地域福祉部共生社会推進課	課長	学識経験者	(1)
3	関 隆	社会福祉法人柴田町社会福祉協議会 支部長代表	行政区長会 会長	社会福祉協議会 地区支部の代表者	(2)
4	阿部 道	社会福祉法人柴田町社会福祉協議会 支部長代表	行政区長会 副会長	社会福祉協議会 地区支部の代表者	(2)
5	板橋 啓一	社会福祉法人柴田町社会福祉協議会 支部長代表	行政区長会 副会長	社会福祉協議会 地区支部の代表者	(2)
6	木島 基子	柴田町民生委員児童委員協議会	会長	関係団体の代表者	(3)
7	小澤 久子	柴田町ボランティア・NPO活動連絡会	副会長	関係団体の代表者	(3)
8	大宮 潤	宮城県自立相談支援センター 仙南事務所	所長	関係団体の代表者	(3)
9	平間 俊博	一般社団法人さくら青年会議所	理事長	関係団体の代表者	(3)
10	加藤 喜久江	株式会社ピース	代表	社会福祉事業を行う者	(4)
11	八島 哲	県南生活サポートセンターアサンテ	所長	社会福祉事業を行う者	(4)
12	児玉 芳江	NPO法人しばた子育て支援ゆるりん	代表理事	社会福祉事業を行う者	(4)
13	加茂 三弥	社会福祉法人柴田町社会福祉協議会	次長	社会福祉事業を行う者	(4)
14	一條 恵美	柴田町健康推進課	保健指導班 班長	行政関係者	(5)
15	菅野 京子	さくら食堂	代表	その他	(6)

3 柴田町地域福祉計画策定の経過

開催日時	内容
令和5年11月10日	第1回柴田町地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉計画策定にあたって (2) アンケート調査結果について (3) 計画策定のスケジュール
令和6年1月31日	第2回柴田町地域福祉計画策定委員会 (1) 柴田町地域福祉計画素案について
令和6年2月1日 ～3月1日	パブリック・コメントの実施
令和6年3月7日	第3回柴田町地域福祉計画策定委員会 (1) パブリック・コメントの実施結果について (2) 計画書および概要版の確認について

4 用語解説

《か行》

【健康しばたサポーター】

「健康しばた21」に基づき、健康づくりに関する知識の普及と実践活動の推進、各種保健事業等への協力を主な活動とするボランティア団体。

【権利擁護】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。アドボカシー（代弁）ともいう。

《さ行》

【社会福祉協議会】

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金等、地域の福祉の向上に取り組んでいる。介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。

【食生活改善推進員】

愛称はヘルスメイト。食生活改善推進員は、自己研鑽を盛んに行っている町民によるボランティア組織「食生活改善推進員協議会」の会員。「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、「食生活」の改善を通して生涯における健康づくりの推進を主なテーマとして伝達活動を行っている。町では、食生活改善推進員の育成や養成講座を開設して新しい人材の確保を図っている。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付し、「身体障害者障害程度等級表」において、障がいの種類別に重度の方から1級から6級の等級が定められている（7級の障がいは、単独では交付対象とはならないが、7級の障がいが2つ以上重複する場合、または7級の障がいが6級以上の障がいと重複する場合は対象となる）。

【生活困窮者】

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

【生活困窮者自立支援制度】

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施するもの。なお、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給については、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業として位置付けられている一方、その他の事業については、地域の実情に応じて実施する任意事業とされている。

【生活福祉資金貸付制度】

低所得者、障がい者または高齢者に対し、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする制度。

【生活保護制度】

資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

【精神障害者保健福祉手帳】

一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障がい者の社会復帰、自立および社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事または指定都市市長が交付し、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断し、1～3等級に区分される。

【制度の狭間】

地域の中で複合的な課題を抱え、公的支援制度の受給要件を満たさないため、支援が十分に対応できない状況の人。

【成年後見制度】

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護・支援するため、代理人等を選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所等の生活について配慮すること）についての契約や遺産分割等の法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護等についての代理権を与える任意後見制度がある。

《た行》

【第三者評価制度】

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

【地域包括ケア(地域包括ケアシステム)】

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。

【デマンド型乗合タクシー】

目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、ワゴン車等で目的地に他の人と乗り合いながら、それぞれの目的地まで送迎するもので、利用は事前の予約が必要。

【DV(ドメスティック・バイオレンス)】

配偶者や親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力等も含まれる。

《な行》

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。

【認知症サポーター】

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が2005（平成17）年度より実施している「認知症を知り地域をつくる10か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるもの。

【ノーマライゼーション】

高齢者や障がい者等の社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

《は行》

【バリアフリー】

「障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除く」という意味で、もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を取り除くという意味でも用いられる。

【PDCA(PDCAサイクル)】

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

【避難行動要支援者】

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の自ら避難することが困難で、災害時において特に配慮を要する人のこと。

【福祉推進委員】

社会福祉協議会が設置し、地域の福祉活動を推進する人。住民の福祉課題等（福祉ニーズ）の状況の把握や社会福祉協議会の活動への参加・協力を行う。

【福祉避難所】

災害発生時に高齢者、障がい者、妊産婦等、特別な配慮を必要とする人（要配慮者）を受け入れる避難所。

【ボランティアコーディネーター】

「一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会のさまざまな課題やテーマに取り組む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を、仕事として担っている人材（スタッフ）のこと。

《ま行》

【民生委員・児童委員】

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域住民の生活上のさまざまな相談を受け、福祉サービスの情報提供や行政・関係機関につなげるなどして、地域課題の解決の手伝いを行う。

《や行》

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢等に関わらず、全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形や設計のこと。

【要支援・要介護認定者】

要支援認定者は、介護保険法において、①要支援状態にある 65 歳以上の者、②要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上的の障がいがある特定疾病によって生じたものであるものと規定されている。予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することおよびその該当する要支援状態区分（要支援 1・2）について市区町村の認定（要支援認定）を受けなければならない。

要介護認定者は、介護保険制度において、①要介護状態にある 65 歳以上の者、②要介護状態にある 40 歳以上 64 歳以下の者であって、要介護状態の原因である障がいがある末期のがんなど特定疾病による者をいう。保険給付の要件となるため、その状態が介護認定審査会（二次判定）の審査・判定によって、該当するかどうか客観的に確認される必要がある。

【要配慮者】

防災・災害対策の分野で、高齢者、障がい者・乳幼児等、災害時に特別な配慮が必要となる人のこと。

《ら行》

【療育手帳】

知的障がい児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付し、重度（A）とそれ以外（B）に区分される。

第2期
柴田町地域福祉計画
(2024年度～2028年度)

2024年3月

編集・発行

柴田町福祉課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番 45号

TEL:0224-55-5010

FAX:0224-55-4172

Email:welfare@town.shibata.miyagi.jp

